

第2日目（8月30日）

○副議長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆さん、早朝よりご苦労さまです。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、大平剛君、吉田光利君、塩川裕紀君、寺口友彦君、塩谷寿雄君、桑原圭美君、小澤実君、黒滝松男君、関常幸君から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○副議長 本日の会議は、議事日程（第2号）といたします。

○副議長 日程第1、第54号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 改めまして、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

第54号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、主に令和3年度決算に基づき前年度繰越金を計上するものでございます。

歳入では、令和3年度決算に基づき前年度繰越金7,618万円を増額し、当初予算編成において、財源調整のため繰り入れておりました支払準備基金繰入金6,000万円を皆減するものであります。その上でさらに剰余金となる部分につきまして、歳出の支払準備基金積立金に1,591万円を積み立てるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ1,618万5,000円を追加し、総額を54億4,418万5,000円としたいものでございます。

詳細につきましては、市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○副議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、事項別明細書でご説明をいたします。8ページ、9ページをお願いします。

歳入です。まずは下のほうの表から、7款1項1目繰越金です。令和3年度決算に基づく前年度繰越金に7,618万5,000円の増額です。

上の表に戻っていただいて、6款2項1目支払準備基金繰入金。決算繰越金により、当初予算で財源調整として繰入れ予定としていた6,000万円の全額を減額するものであります。

続いて、めくっていただき10ページ、11ページ、歳出です。1款1項1目一般管理費、説明欄、電算システム改修等業務委託料は、国民健康保険法施行規則の一部改正により、今後、限度額適用認定証などの書類における性別の記載を削除することとされたことから、当該改正に対応するためのシステムの改修。及び今年度からの未就学児の均等割保険料の軽減に関

し、国県負担金を算出するためのシステム改修によりまして、合わせて27万5,000円を増額するもの。

次の表、3款1項1目国民健康保険事業費納付金は、充当財源の更正によるもの。

下の表、5款1項1目支払準備基金積立金は、前年度繰越金から歳入の基金繰入金の戻し、及び歳出のシステム改修費を差し引いた剰余金を、今後予定される国県支出金の精算などの支出に備え、一旦、支払準備基金に積み立てて財源確保するものであり、1,591万円の増であります。

説明は以上であります。

○副 議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容は分かりましたけれども、このことによりまして支払準備金の積立金、今現在でどのくらいになったのかだけ教えていただきたい。

○副 議 長 会計管理者。

○会計管理者 佐藤議員よりの支払準備金の残高が幾らかというお尋ねでございます。今回の補正前、積み立てる前の額で申し上げますと、1億6,103万2,787円——1億6,100万円余りというところでございます。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）そうです。これに補正が通りましたら積み立てるということになります。

以上です。

○副 議 長 よろしいですか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第54号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第2、第55号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 55 号議案であります。令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和 3 年度決算に基づき前年度繰越金、及び令和 4 年度の保険料確定賦課における広域連合納付金を計上するものであります。

歳入では、令和 3 年度決算に基づき前年度繰越金に 1,099 万 6,000 円を増額し、歳出の広域連合納付金に、前年度保険料の精算分として、同額の 1,099 万 6,000 円を増額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1,099 万 6,000 円を追加し、総額を 6 億 2,099 万 6,000 円としたいものであります。

よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。なお、部長からの説明は省略させていただきます。

以上です。

○副 議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 制度的なことが全く分かっていなくて、広域連合の納付金というのは定められた額があって、偶然、たまたま繰越金が一致したのか。繰越金がこれだけあって、定められてはいないけれども、これぐらいの額を納付しようとしてこちらが決めたのか。ちょっとその部分だけ教えてもらえますか。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 こちらは市が運営する事業というよりも、県内の自治体で共同して運営する事業になります。なので、広域連合を組織してやっております。そのため市のほうで集まるお金は一旦全て広域連合のほうに納付する。そちらのほうで事業を行って、こちらに歳出の分が来るというような形になっておりますので、必ず同額になるということです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第 55 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第 3、第 56 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 56 号議案でございます。令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費、介護給付費等の過年度精算による交付金等の返還金及び令和 3 年度決算に基づき前年度繰越金等を計上するものであります。

主な内容としては、歳入では、令和 3 年度介護認定審査会の湯沢町負担金額の確定に伴う認定審査会委託負担金の減額と、これに伴う一般会計繰入金の増額及び決算に基づき前年度繰越金として 1 億 4,789 万円を増額したものであります。

歳出では、システム改修業務委託料で 75 万円、令和 3 年度介護保険給付費及び地域支援事業等の精算額に基づく国県等への返還金が 2,844 万円、介護保険給付費準備金積立金に 1 億 2,027 万円などを計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 4,946 万 6,000 円を追加し、総額を 70 億 3,663 万 6,000 円としたいものでございます。

詳細につきまして、福祉保健部長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきまして、決定をいただくようお願いいたします。

以上です。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 56 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。議案書 8 ページ、9 ページをお開きください。初めに歳入です。最初の表、2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目 1 節、説明欄になります湯沢町委託負担金は、令和 3 年度の介護認定審査会費に対する湯沢町負担金の精算金確定による減額です。

次の表、4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目 1 節、説明欄、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金は、令和 4 年 10 月より適用となります処遇改善加算に対応するシステム改修費の補助金で 2 分の 1 の補助になります。

次の表、8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目 2 節、説明欄 1 行目、事務費繰入金（介護保険係）ですが、これにつきましてはシステム改修費の国庫補助金を除いた分——補助残となります。2 行目、介護認定係分については、2 款の湯沢町委託負担金が減額になった不足分をそれぞれ一般会計繰入金で負担するものになります。

6 目低所得者保険料軽減繰入金は、国、県負担金の過年度精算金を一般会計で受け、繰入金として受け入れるものです。

一番下の表、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、令和3年度決算による歳入歳出の差引残額である1億4,789万1,034円のうち、当初予算1,000円を差し引いた額——残額ですが、そちらを前年度繰越金として計上するものです。

以上が歳入になります。

次に、歳出になります。10、11ページをお願いいたします。歳出につきましては、前年度の介護保険事業などに係る国、県及び支払基金からの交付金の精算に基づく返還金や基金への積立てが主な内容になります。

最初の表、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、丸の運営費ですが、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料になります。

次の表、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金ですが、こちら国庫支出金等過年度分返還金としまして、総額2,844万円を計上いたしました。

内訳は、説明欄に記載のとおりですが、令和3年度に提供された各種介護サービスによる保険給付費及び介護予防事業などの地域支援事業に係る費用につきまして、実績に基づく精算額に差が発生しましたので、余分に交付を受けたものを、ここで精算し返還するものであります。

続きまして、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、1億2,027万円は、歳入、9款1項1目繰越金の前年度繰越金から、歳出、4款1項3目償還金の国庫支出金等過年度分返還金を差し引きまして、追加交付となっております低所得者保険料軽減繰入金を合計し、その分を基金に充てるものです。

以上が歳出の内容になります。

補正予算の説明は以上です。

○副 議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 国保と同じようなことを聞いて申し訳ないのですが、介護給付費の準備基金積立金のことです。国保の場合は、当初予算に財源調整で入れたのを一旦なしにするというか、そういう手順を踏んで残ったのを基金に積んだというような流れだったのですが、介護の場合、介護保険も当初、財源調整のために多分この基金から入れていると思うのです。そこら辺の流れといいますか、この流れの中では当初予算のときに財源調整に入れたのをそのまま残しておいて、繰越金の中でこれだけいろいろなことを組み合わせながら1億2,000万円積み立てるといような考え方でいいのか。ちょっとやはり国保の場合と会計処理が違うような気がするので、その辺のことをちょっと説明いただきたい。

それとあわせて、残高が結局、これが通ったとしたら残高は幾らになるのか、それも併せてお願いします。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 基金の考え方でありまして、佐藤議員のおっしゃるとおりで運用しております。

残高につきましては、介護保険課長から答弁させますのでお願いいたします。

○副 議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 佐藤議員からのご質問のありました基金の残高につきましてですが、この予算が通りました後には6億5,500万円ぐらいになるかと思っております。

以上です。

○副 議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 基金の積立てが6億円以上になるということですが、基金というのは——すみません、本当に勉強不足で。どういったものに今後使う予定とか、どういったものに使えとか、そういったものがあつたら教えてください。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 基金ですが、基本的には介護保険料をいただいているのですが、それで給付費が不足する分、こちらに充当します。前回の臨時会のときにも補正でお願いしたのですが、当初予算で不足する分に充当する場合があります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第56号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第4、第57号議案 令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第57号議案でございます。令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、令和3年度決算に基づき前年度繰越金を計上するものがあります。

歳入では、令和3年度決算に基づき前年度繰越金835万円を増額し、歳出では、諸支出金に一般会計繰出金として同額を計上いたしました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ 835 万 2,000 円を追加し、総額を 1 億 535 万 2,000 円としたいものであります。

よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。なお、福祉保健部長からの説明は省略させていただきます。

以上です。

○副 議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第 57 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第 5、第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 59 号議案でございます。令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 3 年度の国保会計は、人口減、また社保への移行に伴う被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得等の見込みや、保険給付費の動向に基づく事業費納付金の予定などから、当初予算では極めて厳しい組立てとなり、支払準備基金のほぼ全額の 2 億 7,000 万円を繰り入れるということで、コロナ禍の状況の中、何とか保険税を据え置いて編成したところであります。

結果としては、予測より保険税収入の落ち込みが小さかったということから、基金の一部を残して決算を迎えることができたものであります。しかしながら、被保険者数の減少、また高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響が各所に現れた決算となっております。今後も様々な情勢を注視しながら、安定的な制度運用に努めてまいりたいと考えているところであります。

歳入で申し上げますと、被保険者数の減少から保険税収入が前年度比で 3.0%減の 11 億 218 万円となりました。

歳出では、保険給付費が前年度比で2億3,367万円増の37億3,366万円となりました。1人当たり療養給付費も8.9%上昇しているということから、新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動と考えているものであります。国民健康保険事業費納付金は、前年度比で5,415万円減の14億6,550万円となりました。

歳入総額は、前年度比5.8%増の56億577万円、歳出総額では、前年度比5.4%増の55億2,959万円となっておりまして、実質収支額は7,618万円となっております。

なお、支払準備基金から1億1,293万円を取り崩し、令和3年度末の基金残高は1億6,103万円となっております。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますようお願いいたします。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、私から、令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の意見を報告させていただきます。

まず、意見書の1ページでございますけれども、第1から第3につきましては、基準に準拠している旨、それから審査の種類、審査の対象につきましては、記載のとおりでございます。

第4、審査の期間でございます。令和4年7月5日から令和4年8月5日まででございます。

第5、審査の方法でございますが、審査に付された南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査いたしました。また、必要に応じまして関係職員から内容を聴取してございます。

6ページでございますけれども、まずご説明の前に、内容につきましては要約をさせてご説明させていただきたいと思っておりますし、数値の末尾以下につきましては、四捨五入をさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

審査の結果でございます。審査に付された南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、並びに歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿に符合しておりまして、適正に作成されておりました。

決算額につきましてはですけれども、歳入が56億578万円、歳出が55億2,959万円、実質収支額は7,619万円の黒字でありました。また、前年度の実質収支の黒字額5,387万円を控除した単年度収支は2,232万円で黒字でありました。

歳入につきましては、前年度に比べ3億808万円増加し、予算現額に対する収入率は99.6%でありました。うち、国民健康保険税の収入済額は、前年度に比べ現年課税分で2,535万円、滞納繰越分924万円で、それぞれ減少でありました。被保険者数は前年度に比べ296人減少しております。不納欠損額は1,756万円で、前年度に比べ966万円増加しており、これにつ

きましては関係法令により適切に処理されております。

歳出につきましては、前年度に比べ2億8,576万円増加し、予算現額に対する執行率は98.2%でありました。歳出の主なものにつきましては、保険給付費37億3,366万円、国民健康保険事業費納付金14億6,550万円でありました。

本年度の被保険者数と保険税収の減少傾向につきましては続いておりますが、滞納繰越分の収入未済額、滞納者の減少によって、収納率の向上が見受けられます。コロナ禍ではありますが、医療機関への受診控えが回復してきておりまして、特定健診においても健診体制をコロナ禍前に戻し、受診率も上昇してきております。このような環境の中ですが、保険給付費抑制及び医療費適正化のためのレセプト点検、後発医薬品の推奨、重症化予防のための保健指導等に取り組みまして、保険給付費の抑制に結びつけております。今後も医療費の適正化を図り、予防・健康づくりへの取組を強化し、保険給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

また、国民健康保険税の不納欠損及び収入未済額の改善に努め、収納体制の強化と収納率の向上に努力されることを望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○副 議 長 大綱質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長に許されましたので、第59号議案 令和3年度国民健康保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑のほうを行わせていただきます。

令和3年度国民健康保険特別会計については、被保険者数1万2,095人、歳入総額は保険税収入12億3,187万円を含む56億578万円の決算となりました。保険給付費については2億3,367万円増の37億3,366万円となり、歳出総額は55億2,950万円の決算となりました。

また、被保険者数、保険税収入共に減少傾向が続いていることも明らかとなり、不納欠損額も966万円増加し、1,756万円となっています。収入未済額については2,335万円減少して1億1,213万円になるとともに、コロナ感染症対策の中での医療保険事業の運営となったわけではありますが、そこで3点ほどお伺いいたします。

特定健診を含め重症化予防のための保健指導を取り組んできたわけですけれども、これらの成果をどう総括していらっしゃるか、お願いしたいと思います。次に2点目、医療費適正化に向けた取組をどう評価するのか。3点目、保険税収納のための相談体制について、これらについてもこの1年間をどう総括するのか。

この3点についてお伺いしたいと思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 私もちょうで答弁いたします。まず、3点ございました。1点目の特定健診を含めて重症化予防のための保健指導の成果をどう総括するかということでもあります。国保の特定健診については、主に集団での住民健診、また人間ドックによって行っております

が、感染症の影響から令和2年度の住民健診は大幅に縮小、変更を強いられてきたところがあります。それにより受診率なども大きく落ち込んできた結果、これはそうになりましたが、令和3年度は感染対策を行いながら、従来の実施期間に戻して実施してきたということから、コロナ禍以前の状況に近い数字まで回復してきているところでもあります。

特定保健指導につきましては、感染防止のために令和2年度に実施をできなかった分というのがありまして、感染の落ち着きを見ながら令和3年度にかけて実施をさせていただきました。令和2年度、令和3年度の2か年の合算では、それ以前の実績と同等の件数に回復してきているということでもあります。

現在も感染への不安から、非常に大きい人数が集まる集団健診への参加は控えるなど、感染症による影響というのは継続していると思っておりますが、病気の早期の発見、また予防、健康づくりを長期的にやはり進めていくためには健診の受診率の向上、また保健指導、重症化予防が非常に重要であると考えているところです。これは言うまでもありませんが、令和3年度からは新たな手法での健診受診勧奨などを開始したほか、さらに実施方法について検討や感染対策など日々改めつつ行いながら、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。緩やかに回復してきていると考えております。

2つ目の医療費の適正化のための取組をどう総括するかということですが、これは言わずもがなですが、急速に進行する少子高齢化、また国民生活、様々な意識の変化といったものがあります。これらを受けまして持続可能で、かつ、安定した保険財政運営を目指して、被保険者の健康増進事業と並行した形で医療費の適正化事業を実施しているところでもあります。

従来、実施していますレセプトの点検、また医療費の通知、後発医薬品の差額の通知などのほか、令和3年度からは重複・頻回受診——ちょっと言葉は硬いですが——そういうことに加えまして重複、あとは多剤服薬というか——薬を多くですね——こういった対象者への訪問の指導、また保健課とこれらを協力して開始しているということでもあります。さらに進めております健康ポイント事業、こういったものの参加により運動習慣が定着することで医療費の抑制が見込まれるということから、庁内でも連携して積極的に取組を行っているところでもあります。

いずれも短期間で効果はなかなか見えにくい事業であるとは思っておりますが、さりとて大変重要な事業と思っております。中長期的な視点に立った事業をどうやって展開していくか、また、事業継続が医療費拡大の抑制につながることは言うまでもないと思っておりますので、一生懸命取り組んでいくということかと思っております。常にまた実情に即した様々な事業内容の見直しや改善なども考慮に入れながら、今後も取り組んでいきたいと考えているところでもあります。

3つ目のご質問にお答えします。保険税収納のための相談体制であります。保険の収納対策については、何よりも細かな納税の相談、できるだけ滞納にしない、そういう取組が重要であることは間違いないと思っております。どうしても滞りがちな方には現年分の催告を年5回行っております。その段階で納付が困難な場合には納税相談に来庁していただくよう促してい

るところであります。

滞納が続きますと3か月単位の短期証、または10割負担となる資格証明書の方には、定期的に納付状況等について相談の案内文書を送っているという状況であります。保険証の関係ではほかの税目よりも保険証というものが非常に大事でありますので、納税相談に来られるという方は非常に多い。生活状況や世帯の収入状況などを丁寧にやはり聞き取らせていただいて、分納や生活再建につながるよう取り組んでいるところであります。

様々な——それでも困難な方々につきましては、様々なところを相談し、紹介し、様々な手を尽くしておりますので、また鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 ただいま議題となっております第59号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○副 議 長 日程第6、第60号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第60号議案でございます。令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和3年度は、前年度に続き、終戦直後の出生数の少ない時期に当たることから、75歳を迎えて後期高齢者医療へ加入する方が少なく、全体として被保険者数がわずかに減少——63人減という年となりました。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの傾向は令和3年度も継続し、1人当たり給付費も減少したところであります。今後の後期高齢者人口の増加を見据え、引き続き安定的な運営に努めてまいります。

主な内容としては、歳入では、保険料は改定年に当たっておりませんので、おおむね前年度並みの4億5,008万円、一般会計繰入金は、保険基盤安定分を含めまして1億3,750万円となっています。

主な歳出ですが、後期高齢者医療広域連合納付金で、264万円減の5億7,871万円であります。

歳入総額は前年度比0.6%減の6億450万円、歳出総額は前年度比0.8%減の5億9,350万円となっておりまして、実質収支額は1,099万円となりました。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますようお願いいたします。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員　それでは、令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算意見書を報告させていただきます。

まず、1ページでございますけれども、第1から第5につきましては、基準に準拠している旨、審査の種類、審査の対象、審査の期間、審査の方法については記載のとおりでございます。

審査の結果でございますけれども、7ページでございます。審査に付された南魚沼市後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正でありました。

決算額は、歳入が6億450万円、歳出が5億9,351万円で、実質収支額は1,100万円の黒字でありました。前年度の実質収支の黒字額967万円を控除した単年度収支は133万円の黒字でありました。

歳入につきましては、前年度に比べ350万円減少し、予算現額に対する収入率は99.4%であります。後期高齢者医療保険料は、前年度に比べ46万円減少し、収納率は現年度分で99.8%、滞納繰越分で28.7%となっており、前年度に比べ現年度分は前年同率、滞納繰越分は14.2ポイントの低下でありました。

不納欠損額は27万円で、前年度に比べ9万円減少しており、後期高齢者医療保険料で生じたもので、関係法令により適切に処理されております。

歳出につきましては、前年度に比べ483万円減少し、予算現額に対する執行率は97.6%でありました。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億7,872万円であり、歳出に占める割合は97.5%、前年度に比べ265万円減少であります。

本年度、令和4年度ですけれども、団塊の世代が75歳に到達し始めまして、令和5年度になりますと団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者の高まりは避けて通れず、保険給付費は上昇するものと見込まれることから、高齢者の健康づくりや介護予防等事業と連携しながら、重症化予防のための保健指導、人間ドックや高齢者健診等の受診増加につながる取組をより一層充実させ、保険給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○副議長　大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副議長　ただいま議題となっております第60号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○副 議 長 日程第7、第61号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第61号議案でございます。令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度に当たります。

歳入では、保険料については、第1段階から第3段階までの低所得者の方々への軽減適用、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等による減免措置を行いました。第8期計画による第1号被保険者保険料の増額改定、及び第1号被保険者の増加というもありまして、収入は前年度比1.9%増の14億4,396万円となっております。

歳出では、保険給付費の主たるサービスであります地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費が増となりまして、保険給付費全体では前年度比で1.1%増の61億1,563万円となりました。

地域支援事業では、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策で実施回数は減少しましたが、通所介護相当の通所サービス——要支援者のデイサービス——や食の自立支援事業——これは配食サービスであります——の利用者の増加などによりまして、全体では前年度比0.7%増の2億936万円となったところであります。

歳入総額は前年度比で3.1%増の67億5,321万円、歳出総額は前年度比1.2%増の66億532万円となりまして、実質収支額は1億4,789万円となりました。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますようお願いいたします。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和3年度南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算意見書を報告させていただきます。

審査意見書の1ページでございますが、こちらにつきましては、第1から第5については記載のとおりでございます。審査の結果でございますけれども、審査に付された南魚沼市介護保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しておりまして、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しても適正でありました。

審査意見書の8ページでございます。決算額は歳入が67億5,322万円、歳出が66億533万円で、実質収支額は1億4,789万円の黒字でありました。また、前年度の実質収支の黒字額2,820万円を控除した単年度収支は1億1,969万円の黒字でありました。

歳入につきましては、前年度に比べ2億91万円増加し、予算現額に対する収入率は96.9%

です。介護保険料は、前年度に比べ2,677万円増加し、収納率は現年度分で99.8%、滞納繰越分で39.4%となっており、前年度に比べ現年度分で0.1ポイント、滞納繰越分で10.6ポイントそれぞれ上昇しております。不納欠損額は182万円で、前年度に比べ118万円、39.4%減少しており、関係法令により適切に処理されております。

歳出につきましては、前年度に比べ8,122万円増加し、予算現額に対する執行率は94.8%でありました。歳出の主なものとしましては、保険給付費が61億1,564万円であり、歳出に占める割合は92.6%、前年度に比べ6,462万円、1.1%増加でありました。

今後も高齢者人口の増加が見込まれておりまして、令和3年度並びに本年度につきましては前期高齢者の割合が高く、令和5年度になりますと団塊の世代が後期高齢者となり、より介護需要が高まることは避けて通れないところであります。併せまして、介護サービスの充実が求められる保険給付費の増加が見込まれます。

一方、介護施設の人材不足が顕在化しておりまして、安定した介護が受けられる体制維持が課題となっておりますけれども、介護人材の確保対策に向け取り組まれるとともに、高齢者の介護予防、重度化防止に努めまして、市民ニーズに合った介護保険事業に取り組んでいただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○副 議 長 大綱質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第61号議案 令和3年度介護保険特別会計決算認定について、大綱質疑を行いたいと思えます。

まず、第8期の介護保険事業が令和3年度から開始されましたが、被保険者数は1万8,676人、介護保険認定者数は3,621人という結果になりました。介護保険料14億4,397万円を含む歳入総額は67億5,322万円、保険給付費61億1,564万円を含む歳出の総額は66億533万円であり、介護報酬改定と介護職員処遇改善加算の影響が決算数値にも現れた、コロナ感染症の中での介護保険事業となったと思っております。そこで、これについても3点お願いしたいと思えます。

1つ、介護保険料値上げの成果をどういうふうに総括しておられるのか、お願いしたいと思えます。それから、介護予防の取組——この1年間の取組についての総括をお伺いしたいと思えます。3点目でございます。介護サービス事業者に対する介護人材確保支援対策の取組の成果についてどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

○副 議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんからの大綱質疑、3点お答えしてまいります。

1点目が介護保険料の値上げの成果の総括であります。この事業を実施するために必要な経費は、介護保険法に定められている率に従って分担することになってはいますが、介護保険料は事業計画期間の3年間に必要な給付費を算出して、そして3年間で均等になるように徴収

するという事になっております。施設整備が完了していない初年度の決算がどうしても歳入歳出差引残額が前年度よりも増加するという場合が多くなります。

この第8期計画では、第1号被保険者の負担割合が23%、これは据置きとなりましたが、介護報酬改定では全体で0.7%増、そのほか各種の制度の見直しなどにより、第7期よりも保険料基準月額が59円増額となっております。これにつきましては、事業運営上適正な金額でなかったかと総括しております。

2点目の介護予防の取組であります。令和2年度は、繰り返しておりますが、感染症の影響で活動の大幅縮小、中止などが余儀なくされました。高齢者の方の身体的な、または精神的な、双方の活力の低下が進んでしまっている傾向が見受けられたものと考えております。ワクチン接種等の開始、また順調な進捗も進めてきたところではありますが、この中で高齢者の活力低下に歯止めをかけるために、やはりこういうことも非常に大きかったと思っておりますし、令和3年度は感染予防対策を講じながら、可能な範囲での無理のない活動の継続をみんなで意識して、各事業に取り組んできてもらったところでもあります。

また、これまで男性が少ない教室——どうしてもこういうものがあります。男性参画です。こういったものでも男性でも参加しやすい教室としたり、または——あまり使いたくありませんが交通弱者、こういう皆さんの参加できる送迎付の教室、こういったものを新設させていただいたり、そして介護予防が必要な方への取組を一步進めることができたものと考えていると認識しています。また、一時的な休止、規模縮小等もありましたけれども、各種の事業、または通いの場、地区のそれぞれの活動の支援、これらのことを継続的に実施させてもらいました。参加者の社会活動参加につながり、生活の張りになる様子というのも現場では見受けられたということで、そういう報告もいただいております。少しいい思い出もしております。

コロナ禍を経験したことで、住民自身が地域の集まり、または人との交流、そして出かけること自体を——家から出る、そのことへの重要性なども改めて再認識している、そういった声もたくさん聞かれたということでもあります。介護予防フェア、また市民フォーラムなども開催ができましたし、少しずつではありますが、地域全体で介護予防に取り組む必要、重要性などを地域の皆さんと共有したり、またこちらからもお伝えしたり、そういうことができた年ではなかったかと考えております。

3点目の介護サービス事業者の介護人材確保の支援の総括です。この対策として令和3年度は、いわゆる介護人材確保緊急5か年事業は、ほかに例を見なかったわけではありますが、私どもとしては踏み出した形での事業を創設して取り組んでまいったところでもあります。市内の事業者からも聞いているのは、高い評価をいただいていると聞いておまして、まだまだこれでいいわけではありませんが、しかし、令和3年度はこういうことに踏み出すことができているということでもあります。

また、継続事業であります介護職員研修費用の補助、介助支援専門員の受験対策講座、これらのことにより資格取得の支援、こういったことにつきましても進めておまして、介護

職の経済的負担のまずは軽減、質の向上に一定の成果があったものと評価をさせていただいているところであります。これでいいわけではございませんが、令和3年度はそういう1年ではなかったかと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副議長 質疑を終わることに……。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません。何かかぶってしまっているかもしれないのですが、市の総合計画では筋力づくり教室とか、いきいきサロン教室を目標値として年間1万7,000人とか2万人の参加者数を目指しているということだったので、コロナでそれが見事に打ち砕かれて、市内を回ってみると本当にこれまで顔を合わせていた人たちと会えなくなったとか、地域のコミュニティが崩れ落ちているという声をすごい聞いております。そういった中で令和3年度の決算で、予算執行された中でこういった地域のつながり——筋力づくり教室とか、サロンとかができなかった分、何かほかの部分で地域のつながりを保つようなことが、効果みたいなのがあったのかどうか。もし、それがあればお知らせください。

○副議長 市長。

○市長 それでは、大綱質疑、黒岩議員のご質問に答えてまいります。本当に大変な年でありました。こういうことが、歴史的な年だったと思います。まだそれが続いているわけでありませぬけれども、こういう中で感染症の流行、これに対する国民を挙げての対応、こういったことも先ほどの市民クラブさんにお答えしたとおり、さりとて、これが気づかせてくれたこともいっぱいあったと思うのです。この中で特に思うのは、住民自身が人との交流、またつながりの重要性を再認識した機会、こういったものにしていかなければならないと思っておりますし、そういう年ではなかったかと思っております。

これまで人間関係の希薄化が——冠婚葬祭でもそうですが、非常にそういうことが問題視されました。本当はコロナ発生以前からこういったことはずっと、ちょっとずつじわじわとあって、こういった——例えばそれがお祭りに象徴されるようなその地域の継続とか、これはひいて言えば、隣関係との関係や地域で支え合うと、そういうところまで全部影響していると思っていたのですが、そういったことがコロナで、さらにそこがもっと助長されてしまったところがあるけれども、反面、そこをもう一度人間回帰というか、そういったことを目指さなければいけないことに気がつきもあったという年だったと思っております。

こういう中で介護保険の様々な事業も様々な担当、そしてご協力いただいている多くの皆さんや事業所の皆さん等も含めて取り組めた1年で、そういったことを共有できたのではなかろうかと思っております。大変困難な状況の中で果敢に頑張ってくれたと思っておりますが、さりとて、そこで止まることではなくて、今もまだコロナは継続していますので、令和4年度、またさらに次の年もあるかもしれません。こういったことで頑張っていかなければならないのではないかと。

集合型であることが望ましいような事業——たくさんの人が集まってやったほうがいい。これはもちろんあります、講演会とかありますが、こういったものについても今の状況下の中で果たしてそれができるのかできないのか。なかなかお年寄りの関係にテレワークとか——失礼、例えばそういうものを使ってやるということは難しいかもしれませんが、でもどうやったらできるのだろうとか、細分化してやるとか、こういったことにも取り組んできておりますが、これからも考えなければいけない。

そして、集合型なのか、または非集合型——ちょっと言葉が硬いですけども、そういうふうにやったり、双方合わせた——言葉で言えばハイブリット化というか、そういうことが目指していく方向。なので、逆に言うと気がつきの話に戻りますが、今後コロナが収束感が出てきても、こういうやり方というのは新しい——例の今の会議の形態がテレワーク会議とか行われていますが、これは非常に、別に感染症に関係なくこれから先の将来はこういったものが定着していくでしょうし、そういうこともこういう介護事業現場でも行っていくべきではなかろうかという気がつきもあった。しかし、大変な中で進めた1年であったと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 ただいま議題となっています第 61 号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○副 議 長 会議の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 11 時ちょうどといたします。

〔午前 10 時 40 分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 59 分〕

○副 議 長 日程第 8、第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 62 号議案でございます。令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

城内診療所は、平成 30 年度から無床の診療所として、地域の皆様に安心安全な医療を提供すべく経営を行ってきております。令和 3 年度は、新型コロナウイルス禍におきまして、いわゆる受診控えの影響が継続し、また院内感染防止のために投薬間隔の長期化を続けていることなどによりまして、外来患者数が前年度比約 1 割減となっております。

歳入では、これらの要因によりまして、保険診療等の外来収入が減少した一方、新型コロナワクチン個別予防接種の受託により収入が伸びまして、診療収入全体では前年度比約

17.1%増の5,388万円となりました。一般会計からの繰入金は、約49.0%減の3,000万円となったところであります。このほか、国県補助金は前年度比で648万円減の150万円となったところです。

歳出では、総務費は診療体制の見直しなどにより職員に係る費用の減、各種感染症対策費が落ち着いてきたということなどによりまして、前年度比では14.2%減の7,400万円となったところであります。医業費は、前年度比63.4%減の466万円となっておりでございます。

歳入総額では、前年度比18.9%減の1億256万円、歳出総額は、前年度比で15.1%減の9,421万円となりまして、実質収支額は835万円となったところです。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和3年度南魚沼市城内診療所特別会計歳入歳出決算の審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の1ページにつきましては、第1から第5につきましては記載のとおりでございます。審査の結果でございますけれども、審査に付されました南魚沼市城内診療所特別会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正でありました。

9ページをお開きいただきたいと思います。決算額は歳入が1億257万円、歳出が9,422万円で実質収支額は835万円の黒字でありました。また、前年度の実質収支の黒字額1,554万円を控除した単年度収支につきましては、719万円の赤字でありました。

歳入につきまして、前年度に比べ2,398万円減少し、予算現額に対する収入率は101.6%であります。歳出につきましては、前年度に比べ1,679万円減少し、予算現額に対する執行率は93.4%でありました。

外来患者数につきましては5,007人、前年度より543人減少しまして、1日平均患者数につきましては19.7人、前年度より1.2人減少しました。当年度の診療に係る未収金及び滞納の発生はなく、過去の滞納繰越分も全て解消されておまして、不納欠損額も発生していませんでした。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの診療となりますけれども、当診療所の外来者の高齢化による施設入所等によって、受診者数の減少傾向が止まることは難しいものと思われまます。城内診療所は、地域に根つき地域住民に必要な診療機関でありますけれども、医師を含めほとんどの職員が会計年度の非常勤という勤務体制におきましては、地域包括ケアを支える医療機関としまして、市民病院と連携した中で新たな診療体制移行への検討に努めていただければと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○副 議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 ただいま議題となっています第 62 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○副 議 長 日程第 9、第 63 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 63 号議案でございます。令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

水道事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、基本料金の一律減免の終了——政策的に行ってきました。こういったものの終了などにより、本来の料金収益が計上された現在の経営実態を表すという決算になった年となりました。

初めに、経営成績となる収益的収支であります。税抜きですが、前年度比 3,780 万円増となる 4,160 万円の純利益を確保いたしました。

収入合計では 19 億 2,646 万円となりました。収入の内訳は、給水収益が税抜きで 14 億 6,735 万円となり、前年度比 1 億 3,631 万円の大幅な増となったところです。これはコロナ禍であったものの、冬期間の有収水量の増、料金減免終了による収益の項目移動——これは一般会計からの繰入金補填から、本来の料金収入へ移動したということ——これらによって生じたことによるものであります。

支出合計では 18 億 3,296 万円となり、減少傾向にあります。これは、営業外費用の企業債の利息が前年度比 2,433 万円減となったものであります。営業費用の維持管理費や収益費用の 6 割を占める減価償却費は、横ばいの傾向にあります。

次に、資産の投資、施設の更新を表す資本的収支であります。

収入合計では 4 億 1,727 万円となり、支出の減少に連動して、企業債や移転補償金が減少となっております。

支出合計では、15 億 9,510 万円となり、前年度比では 1 億 4,590 万円の減となりました。八箇峠道路建設に伴う送水管移設工事の皆減、投資費用の 6 割を占める企業債の元金償還金は 10 億 35 万円となりまして、前年度比 8,627 万円減となったところです。収入不足となります 11 億 7,782 万円は、損益勘定留保資金や減債積立金を補填させていただいて、調製したところでありまして。

最後に、利益の処分についてであります。令和 3 年度末、未処分利益剰余金 3 億 148 万円について、当年度の純利益 4,160 万円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額 2 億 5,988 万円を、資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりま

して、議会の議決をお願いするということをございます。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定及びご決定を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和3年度南魚沼市水道事業会計決算審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の1ページでございますけれども、第1から第4につきましては、基準に準拠している旨、審査の種類、審査の対象、審査の着眼点につきましては記載のとおりでございます。

第5、審査の主な実施内容でございますけれども、審査は、南魚沼市水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、経営の内容を分析いたしました。

審査にあたっては、決算書類と関係諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施しております。

第6につきましては、記載のとおりでございます。第7の審査の結果でございますけれども、審査に付された南魚沼市水道事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

審査意見書の2ページでございます。事業の実績ですけれども、当年度末の給水件数は2万3,979件で、前年度より112件の増、給水人口は5万3,304人で前年度より620人の減、水道普及率は98.1%で、前年度より0.1ポイント上昇しております。年間総配水量は742万7,000立法メートルで、前年度より8万8,000立法メートルの減、有収水量は年間594万2,000立法メートルで、6万2,000立方メートルの増、有収率は80.0%で前年度より1.8ポイント上昇しております。

予算の執行状況ですけれども、収益的収入は、予算額に対し収入率は99.1%、支出の予算額に対する執行率は96.7%でありました。資本的収入は、予算額に対し収入率は60.5%、支出の予算額に対する執行率は84.9%でありました。資本的収支の不足額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填されておりました。

経営成績でありますけれども、当年度の純利益は4,160万円です。しかしながら、1億3,451万円の営業損失となっており、経常利益は4,188万円となりました。

不納欠損処分額は27万円で、前年度に比べ48万円減少しております。不納欠損処分は関係法令により適正に処理されております。

給水原価ですけれども、252円47銭、供給単価は246円96銭と逆ぎやの状態が続いておりますけれども、改善に向けた取組に努めていただきたいと思います。と思っております。

当年度の未収給水収益は 8,547 万円で、前年度に比べ 604 万円増加いたしました。未収金の解消に向けた課内の体制強化、納付指導、時効中断等の適正な事務管理を今後も継続され、公平性を確保し収納率向上に取り組んでいただきたいと思います。

当市の水道事業につきましては、人口減少やそれに伴う給水人口の減少傾向によりまして、水需要の伸びは期待できない状況であります。また、電気料金の値上げ、原油の高騰等、経費の増加が懸念されるところであります。今後の事業運営は有収率の向上、料金の収納確保、債権管理及び徴収活動の強化、経費の削減など、健全経営の維持を基本としまして、より一層、合理的、効率的な運営に努められ、全ての市民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給を望むものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○副 議 長 大綱質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第 63 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

給水人口 5 万 3,304 人、有収水量 594 万 1,759 立法メートル、有収率 80%の決算でありました。1 立方メートル当たりの製造原価 252.47 円、供給単価 246.96 円、差損は 5.51 円の逆ざやであります。水道料収入 14 億 6,735 万円で営業費用 16 億 1,271 万円が賄えなかった決算であります。経常収支比率が 102.42%と悪化しましたが、料金回収率は 97.52%と改善いたしました。企業債残高は 75 億 6,938 万円となりました。そこで 3 点伺います。

まず 1 点、有収率向上のための老朽施設更新の成果をどう総括しているのか。2 番目、水源転換の成果をどう総括しているのか。3 番目、料金改定と差損の問題解決の取組をどう総括しているのか。

以上であります。

○副 議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの大綱質疑にお答えします。これも 3 点ございましたので、1 点ずつ申し上げます。

まず、1 点目の有収率向上のための老朽施設更新の成果の総括であります。令和 3 年度の有収率が前年度より 1.8%上昇、80%となりました。漏水事故の多い管路の更新工事を優先する取組、また漏水防止対策の強化が改善につながったものと考えています。しかしながらですが、平成 30 年度の有収率の 82.7%の水準には届いておりません。さらなる原因の追究、また対策が必要だと判断しています。

施設老朽度を測る指標の一つとなっている管路の経年化率があります。これが 5.5%となっておりまして、前年度からは 1 ポイント上昇しました。これに対しまして管路の更新率は 0.2 ポイント減の 0.2%にとどまっています。これは塩沢地域の非常用水源の整備を進めておりますが、これに伴う施設整備工事の増加によりまして、一時的に管路更新工事を現在減少させている、投資額を平準化した影響と判断もしております。原因があると考えております。

管路更新の重要性については十分認識しておりますので、今後も計画的に老朽施設の更新に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の水源転換の成果をどう総括しているかということです。水源転換となる地域別の水源方式、ここに立ち向かって今整備を進めていますが、上田地区で湧水や井戸を活用した施設整備を重点的に取り組んでおります。加えまして、中之島地区の非常用水源井戸の運用に向けた実施設計に着手したところであります。中之島地区の非常用水源については、塩沢地域における井戸水源の中心となる施設になると位置づけておりまして、整備を加速していく計画としています。

今後ですが、石打地区の非常用水源整備とともに常用化を見据えまして、課題である井戸の24時間常時稼働による六日町地区の地盤沈下への影響について、具体的な調査に着手をすることにしております。なお、水源転換に関連する畔地浄水場の水処理の1系列化——これまで大きく2系列だったものを1系列で使うということに定めて今やっておりますが、これにつきましても順調に運用されておりまして、経費の削減、また電力使用量の削減が現在図られているということでありまして、申し添えたいと思います。

3つ目のご質問の料金改定、また差損の問題解決の取組をどういうふうに総括するかということですが、水道料金の体系見直しと改定につきましては、現在、上下水道審議委員会において審議を重ねていただいております。大変な熱の入れようで、今進めております。具体的な検討はほぼ終わり、検討事項について委員会の意見の集約を現在行っている段階になりました。10月には答申書がまとまる予定であります。使用形態が様々な、利用される使用者の皆さんから、理解が得られる料金改定が何としても実現できますように丁寧な対応を心がけ、説明に努めてまいりたいと考えております。これも大変な作業になるかと考えております。

ご指摘の差損については、3年間の基本料金を一律減免してきた——これは政策的に行ってきた事業でありましたが、これらの終了。3か月間のコロナ減免の終了——コロナによる経済支援という形でやりました。これらが終了したことによります給水収益の大幅な増が差損の減少につながったものと判断しているところです。

以上です。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 ただいま議題となっております第63号議案は、産業建設委員会に付託します。

○副 議 長 日程第10、第64号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第64号議案であります。令和3年度南魚沼市病院事業会計決算

認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに収益的収支についてです。ゆきぐに大和・市民病院ともに正面玄関において検温の実施、手指消毒などにご協力をいただくことで、市民の皆さんが安心して受診できるよう取り組んでまいりました。そうした感染対策の積み重ねもありまして、患者さんの数が回復したことなどにより、令和2年度に比べて大幅に収支が改善したところであります。

大和病院事業では、入院患者数は前年度比 1.9%増の 1 万 4,839 人、外来患者数は前年度比 11.9%増の 4 万 3,029 人となりました。また、人間ドック及び健診等は、前年度並みの受診者数に回復しています。税抜きの収入では、前年度比 5.8%増の 14 億 1,569 万円、支出では、2.7%増の 13 億 6,875 万円となり、純利益が 4,693 万円となりました。

市民病院事業で申し上げます。入院患者数は前年度比 1.5%増の 3 万 9,144 人、外来患者数は前年度比 6.4%増の 13 万 415 人となりました。税抜きの収入では、前年度比で 6.7%増の 41 億 2,559 万円、支出では 4.9%減の 42 億 2,560 万円となり、1 億 1 万円の純損失となったところです。

以上によりまして、病院事業会計全体では、5,307 万円の純損失を計上しました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金は 41 億 4,165 万円となったところです。

次に、資本的収支についてであります。2つの病院で共有する医療機器について、医用画像診断支援システムや心電図ファイリングシステムを更新したところです。

大和病院につきましては、一般撮影装置などや車両を更新したところです。税込みの収入では 1 億 275 万円、支出では 1 億 4,411 万円となり、4,136 万円の不足が生じたところです。

市民病院につきましては、医療機器では麻酔器等を更新し、建設工事費では玄関庇建築工事に係る設計業務委託及び建築工事等を発注したところです。建築工事及び監理監督業務については、地方公営企業法第 26 条の規定により翌年度へ繰り越しいたしました。税込みの収入では 2 億 188 万円、支出では 3 億 6,774 万円となり、1 億 6,585 万円の不足が生じたところです。

両事業分を合わせた不足額の 2 億 721 万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填したところです。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和3年度南魚沼市病院事業会計決算審査意見を報告させていただきます。

まず、審査意見書の1ページでございますけれども、第1から第6につきましては、記載のとおりでございます。

第7、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市病院事業会計決算書類は、

いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は病院事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

審査意見書の4ページでございますけれども、業務実績でございます。患者数は22万7,427人で、前年度に比べ1万3,217人の増加。内訳は、入院患者数841人の増、外来患者数1万2,376人の増となりました。1日平均では入院患者数147.9人、外来患者数608.9人で、前年度に比べ入院患者数2.3人の増、外来患者数につきましては、42.9人の増でありました。病床利用率は79.9%で、前年度に比べ1.2ポイント上昇しております。

予算の執行状況ですが、収益的収入は、予算額に対しまして収入率は102.8%、支出の予算額に対する執行率は95.2%でありました。資本的収入は、予算額に対し収入率は93.9%、支出の予算額に対する執行率は87.8%でありました。

資本的収支の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金等で補填されておりました。

経営成績であります。医業収益は45億284万円、医業費用は53億5,696万円で、医業損失は7億7,749万円、前年度に比べまして2億8,829万円収益が改善されました。

不納欠損処分額は95万円で、前年度に比べ7万円増加しました。不納欠損処分は関係法令により適正に処理されております。

過年度未収金につきましては2,054万円で、前年度に比べ701万円減少しましたが、依然多額となっておりますから、今年度も未収金の解消に向けた体制の強化、納付指導、時効中断等、適切な事務管理を継続し収納率向上に取り組んでいただきたいと思います。

経常損益につきましては、経常利益が前年度に比べ5億6,835万円増加し、97万円となっております。

特別損益につきましては、損壊した南魚沼市民病院の正面玄関ポーチです。こちらの除却損として5,434万円が損失計上されました。

企業債につきましては、病院経営に係る事業債として8,030万円を借り入れ、4億901万円の元金償還及び1,710万円の利息を支払っております。当年度末の未償還残高は48億1,066万円となり、前年度に比べまして3億2,871万円減少しました。なお、一時借入金として当年度末残高5億円の借入金が計上されております。

損益でございますが、ゆきぐに大和病院は、当年度の純損益は4,694万円の黒字でありました。南魚沼市民病院は、当年度の純損益は1億2万円の赤字となりましたが、前年度に比べ4億7,744万円の大幅な改善となっております。

未処理欠損金は41億4,165万円となり、未処理欠損金を繰越損金として翌年度へ繰り越すこととしております。当年度の純損失として5,308万円、前年度に比べ赤字幅が5億1,976万円大幅に改善しております。

新型コロナウイルス感染症による受診控えがあった前年度に比べまして、入院、外来とも患者数の回復傾向が本業の医業収益の増加として表れております。

医業損失は、前年度に比べ2億8,829万円収益が改善されたとはいえ、以前7億7,749万

円であり、一般会計の支えがないと病院事業としての運営が成り立たない環境は今後も継続されます。

今後も地域医療機関と連携した患者の確保や、地域包括ケア病棟等による事業運営改善、診療報酬加算の獲得など、収益の確保に向けた取組を進めるとともに、引き続き医薬品、診療材料等経費の圧縮に努めまして、安全安心な質の高い医療を継続して提供するという使命を果たされていくことを望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○副 議 長 大綱質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点お伺いします。市の総合計画、地域完結型保健医療体制の充実のページだと、地域に広がっている医療資源を最大限に効率的に運用して、連携して地域内にかかりつけ医を持つことを促して、紹介・逆紹介など医療の連携の推進が必要だと、連携を通して効率的なものを進めていくという方針が示されているのですが、もし令和3年度の決算でそういった効果が見られる部分がありましたら、もしそういった部分があったらお知らせください。

2点目です。安心安全な医療を継続していくということで、当然のことですが、患者さんの声の部分で——もちろん病院に来てくれる人が増えているということは、安心安全だと思ってくれているという証拠かもしれないですが、もし患者さんの声の部分で安心安全だという、その部分で何か効果を検証できる指標みたいなものがもしありましたら、お知らせください。お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 それでは、黒岩議員の大綱質疑にお答えします。2点お答えします。

まずは、1点目のかかりつけ医というところから入りまして、他の医療機関との連携が深まって、それが予算にどのように効果的な運用につながっているかということですが、かかりつけ医を持つことの促進に関しては、外来診療が一つの指標となるかとまずは思います。そして、令和3年度病院事業全体の外来の患者数が、前年度比で言うと1万2,376人増加しています。107.7%の……。増加の要因ですが、令和3年度はコロナ禍による受診控えから回復してきたということもあろうかと思えます。

が、一方で、私どもの取り巻く環境、近隣の診療所が——クリニックとか、そういった開業医さんが減少しているということも、私は市立病院の外来受診が多くなってきている要因の一つではなかろうかと思っています。本来のかかりつけ医を促進する目的としては、医療の役割分担が魚沼圏域には欠かせません。医療の役割分担の推進、また入院機能を持つ医療機関において、外来患者数が多くなり過ぎて入院機能に支障を来すことを防ぐという意味もありますし、そのためには福祉保健部とも連携しながら開業医などの皆さんの診療所がなるべく増えていく、そういう取組を継続していくことも必要だと考えています。

ほかの医療機関との連携に関しては、患者の紹介です。それから逆紹介が一つの指標とな

るかと思っています。その数を増やすことが連携を深めるということにつながり、そのことが各医療機関において、まさに先ほど言った機能を果たしながら役割分担を促進していくということ、そういう指標にもなるし、まさにそのとおりだと私は思います。

令和3年度の病院事業全体の患者紹介について言うと、前年度に比べまして49人減の2,158人で、患者の逆紹介を言うと、前年度に比べて123人増の2,042人、大きな変動はないものと考えておりますが、入院患者数は前年度に比べて841人増加して5万3,983人です。市立病院の機能、役割に合った連携が行われていることが、入院患者数の増加、また入院収益の向上につながった要因の一つであると私は考えております。

市民病院では、本年4月に第3病棟を急性期病棟から回復期であります地域包括ケア病棟に転換することができました。この病棟は急性期を経過した患者さんの転院を受け入れたり、診療所等のかかりつけ医から、また介護施設などから、症状が悪くなった患者さんを受け入れる機能を持つ病棟、これらが非常に、これからの進む道として鉄板であります。これをなくして地域医療は語れないとさえ思っているところでありまして、これらが進み始めたことを大変喜んでいるところです。

魚沼基幹病院との病病連携、そしてかかりつけ医との病診連携を深めることで市民の皆さんに安心安全な医療を提供、またそのことによって市立病院群の外来及び入院収益の向上にもつなげていきたいと考えているところでもありますので、よろしく申し上げます。令和3年度はまさにそういう——言葉はちょっとふさわしくない、ターニングポイントになっている年と。ようやくここまで来て、結果が表れ始めていると考えている年になっていると思います。

2点目であります。お客さんといいますか、患者さんたちの安心安全という満足度の指標があるのかというお尋ねです。これにつきましては、ございます。市民病院では12月頃、そして大和病院では9月から10月頃、ちょっと時期があるのですけれども、ここで毎年、患者さんの満足度調査というのをずっと実施してきています。令和3年度の市民病院のことを例にすると、外来患者さんの360人、また入院患者さんの53人——回答いただいた方が全員というわけではないのですが、こちらから回答いただいています。

調査内容としては、医師、看護師、受付などの対応についてというのがやはり多くなるのです。このときに、よい、ややよい、普通とか、こういう5段階でアンケートをやってもらうのです。もちろん書き込みもあります。評価していただくものでありまして、令和3年度の調査結果としては、8つの部署がありますが、このうちの5つの部署で、よい、ややよいという回答が前年度より増加したという結果になっています。これは喜んでいいことだと思います。

全体としては、おおむねよいという評価をいただいておりますけれども、コロナ禍で特に目立ったものは——職員がマスク、フェイスシールドを着用して対応しています、当然であります。このことによって、しかし受け手の側のお客様側としては、話が聞き取りにくいとか、やはりそういう——もう少し大きい声で話をしてほしい——しているのしょうけれ

ども、なかなか。そういうことの具体的なやはり指摘もありました。

こういったこともありまして、調査結果を基に改善に——これは決して先ほどの1年に1回やっているだけではなくて、ふだんから利用者の声というのはあそこに貼り出してあったりしていますが、こういったものの中で本当に努力して改善するようにやっています。それも全部、実は市長のところへ報告に上がってきます。こういったことはこちらの市長部局の庁内も回覧しながら今進めているということでありまして、本当にまさにみんなで取り組んでいると思っていますので、議員の皆さんもいろいろな声があったら、それを直接また伝えていただければと思います。

なお、満足度調査の結果については、市民病院はウェブサイトには載せています。大和病院は調査集計後に——ちょっと集計するのに時間も若干かかりますが、なるべく早い段階となりますけれども、玄関から外来に向かう廊下にある掲示板に掲載しております。ご覧になっている方も多いと思います。そういったことでやっておりますので、よろしく申し上げます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第64号議案 令和3年度病院事業会計決算認定について、大綱質疑を行いたいと思います。

令和3年度の延べ患者数ですけれども、1万3,217人増ということで、22万7,427人という結果になりました。コロナ感染症の中でも入院、外来ともに患者数が増えた決算となったわけでありまして。

病床の利用率も1.2ポイント改善し、79.9%ということで、医業収益、医業費用から見るとマイナス9億8,401万円と厳しい数字が残念ながら続いています。しかし、医業外収益が2億4,292万円増えて9億6,152万円となったことから、当年度の純損失が5,308万円になりました。こういった状況の中でこの1年について伺いたいと思います。

この1年の経営改善に向けた取組、いろいろあるようですが、これらの成果について総括を伺いたいと思います。2番目としまして、人材確保に向けた取組、これらの成果をどう総括しているのか、お伺いしたいと思います。3点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、持続可能な医療サービス提供体制づくりを目指して取り組んできたわけですが、これらの成果についての総括を伺いたいと思います。

以上、3点お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんからの3つの質問につきましてお答えしてまいります。まずは病院事業の赤字予算で始まったが、経営改善に向けた取組はどのような成果をとということでありまして。

市民病院では、皆さんご存じのとおり、総務省事業であります公立病院医療提供体制確保支援事業の採択を——全国でも少なかったわけですが、受けさせていただいて、アドバイザーであります地域医療振興協会からご助言をいただきながら、病床機能の再編、それから経

営の改善、医師確保を大きいテーマとして、経営改善の方向性について検討を重ねてまいりました。その結果、一部の病棟を急性期から回復期へ転換するケアミックス病院として運営する方針を固めて、本年4月から第3病棟を地域包括ケア病棟に転換し、運用を開始したというところです。

経営改善の取組の一環として、令和3年11月から集中治療室の体制を強化したこと。また、ハイケアユニット入院医療管理科の算定を開始するなど、新たな収益の獲得に取り組む一方で、新たな未収金を発生させないように債権回収業務を弁護士事務所へ委託するなど、未収金の対策についても現在力を入れて取り組んでまいりました。令和3年度を含めて。

病院事業損益計算書においては、5,308万円の純損失となりましたが、昨年の市議会の12月定例会において、経営改善を進めていくためにこの資金を予算補正し、前述のような経営改善の取組を進めた結果、経常収支では市立病院再編後、初めて黒字を達成したということになりました。新型コロナウイルス感染症による受診控えなどが非常に顕著であった令和2年度から大幅に収益を改善することができたと思います。

令和3年度からの経営改善の取組を進めてきたことが、現在、令和4年度当初から第3病棟を急性期病棟から、先ほど言ったように地域包括ケア病棟に転換することができたこと。この地域に必要なケアミックス病院にしていくための基礎になったと考えている、そういう年度であったかと思います。

2つ目のご質問の人材確保に向けた取組の成果であります。2点目です。市民からの医療ニーズ、また、経営改善を両立させなければなりません。令和4年度からケアミックス病棟に転換していく方針を固めて、医師をはじめとする医療技術職員を確保するための——昨年の市議会12月定例会、いろいろもめたという経過もありましたが、昨年の12月定例会において、定数条例の改正を可決いただきました。

医師確保については、自治医科大学さいたま医療センター、また寄附講座拡充について協議を行った結果、特命教授1名、特命講師1名の2名に加えまして、令和4年度から循環器内科の特命教授1名、合わせて循環器内科の専攻医1名を追加派遣いただけるということになりまして、令和3年度までの4名と合わせると合計で6名の循環器をはじめとする内科常勤医を確保することができたものです。併せまして、市民の皆さんからの医療ニーズ、魚沼圏域における診療科の状況をそれぞれ勘案しながら、非常勤医師の削減にも現在取り組ませていただいているという状況です。

今後は、令和6年度から適用される——大変な問題ですけれども、医師の時間外労働規制——いわゆる医師の働き方改革。大変な実は問題であります。このことを踏まえまして、医師事務作業補助者の体制強化、また特定行為看護師の養成など、医師のタスクシフティングを進めるとともに、将来にわたり持続可能な医療を提供していくために必要な人材を確保して、病院機能が高まるよう組織体制も強化していきたいと考えます。

令和3年度は、さきの12月定例会の話をしました。皆さんから大変な決断に力を貸していただきまして、この基盤が整い始めた。一歩先ではなくて、もっと先を見据えてやっ

かなければ医療の問題は解決しませんが、そういう状況で大いに皆さんと議論も深まった。それがまた経営にも反映し始めた。そういう年度であったろうと私は総括しております。

3つ目の問題であります。持続可能な医療サービス提供体制づくりの成果をどう総括しているかということです。感染症に関しましては、両病院の玄関において、検温、問診を実施しまして、また症状がある方は一般の患者の方々と動線を分けた発熱外来へ誘導するなど、安心して利用できる病院づくりを進めてきたところです。

例がなく拡大している第7波においては、それぞれ病院において院内感染も発生しました。一部の病棟では、一定期間、新規の入院を制限するなどの対策を行いましたし、病院機能の維持に本当にみんなで頑張っていたところでした。病棟における様々にゾーニングの徹底ですとか、検査体制を強化するなど様々なことがございましたが、これらによって早期に入院制限を解除することができたものと考えております。

市民病院に通院している、特に合併症を有する高齢者の皆さんがコロナウイルスに感染した場合などは、魚沼基幹病院と連携を図りながら、必要に応じて速やかに市民病院に入院していただくなどしまして、本年6月に策定しました市立病院群の理念であります、地域住民の「生きる」を支え続ける、これを実現していきたいと考えております。

持続可能な医療サービス提供体制づくりの成果ということですが、ご質問はよく分かりませんが、簡単なテーマではなく、本当に大きないろいろな取組の中でこれが実現していくものと思っております。令和3年度、こういう決算になっておりますが、令和4年度も今経過中でありまして。一生懸命これに取り組んでいただくように我々も含めて一緒にやっていきたいと考えています。

以上です。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 ただいま議題となっております第64号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○副 議 長 会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。再開を13時15分といたします。

〔午前11時55分〕

○副 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後1時13分〕

○副 議 長 日程第11、第65号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第65号議案であります。令和3年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

下水道事業につきましては、地方公営企業法の全部適用となり一事業者として、持続可能な経営する上での課題、運営面また投資面の整備、改善に努めてまいりました。

初めに、経営成績となる収益的収支についてであります。税抜きで前年度比 6,968 万円減の 1 億 8,580 万円の純利益を確保しました。収入合計では、35 億 6,299 万円となりました。収入の内訳は、使用料が税抜きで 10 億 1,348 万円となっており、全収入の約 3 割に相当しています。残りは一般会計からの繰入金と建設時の補助金に当たる前受金でありまして、下水道事業の特徴を示した構成になっております。

支出合計では、33 億 5,091 万円となりました。支出の内訳は、減価償却費及び企業債の利息が全費用の 7 割を占めており、ともに減少傾向にあるところです。農業集落排水の県流域下水道への統合により、遊休施設となっております資産の会計上の整理を行い、資産減耗費として 2 億 5,575 万円を費用計上しております。

次に、資産の投資・施設の更新を表します、資本的収支についてであります。

収入合計では、23 億 906 万円となり、支出の減少に連動しまして、企業債や国庫補助金が減少となっております。

支出合計では、32 億 4,104 万円となり、前年度比 3 億 9,434 万円の減となっております。県流域下水道への接続工事の減少、投資費用の 7 割を占める企業債の元金償還金は 21 億 8,417 万円となり、前年度比で 2 億 4,592 万円減となりました。収入不足となる 9 億 3,197 万円は、損益勘定留保資金や減債積立金を補填しまして、調製をしたところであります。

最後に、利益の処分についてであります。令和 3 年度末、未処分利益剰余金 3 億 9,398 万円について、当年度の純利益 1 億 8,580 万円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額の 2 億 817 万円を資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議をいただき、認定また決定を賜りますようお願いするところであります。よろしく申し上げます。

○副 議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計決算審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の 1 ページでございますけれども、第 1 から第 6 につきましては、記載のとおりでございます。第 7 の審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市下水道事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

意見書の 7 ページでございますけれども、業務実績でございます。処理区域内の人口は 5 万 3,798 人、水洗化人口は 4 万 9,763 人、普及率は 99.0%で、水洗化率は 92.5%でありました。

予算の執行状況ですが、収益的収入は、予算額に対し収入率は 105.9%、支出の予算額に対

する執行率は 102.9%でありました。

資本的収入は、予算額に対し収入率は 88.8%、支出の予算額に対する執行率は 89.3%であり、建設改良費 1 億 9,392 万円を翌年度に繰り越しておりました。資本的収支の不足額は消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填されておりました。

経営成績でありますけれども、当年度の純利益は 1 億 8,580 万円でありました。営業損益は 19 億 949 万円の損失、経常利益は 1 億 8,558 万円となりました。

財政状況であります。資産は 554 億 3,408 万円、負債は 524 億 8,630 万円で、未収金は 2,946 万円、不納欠損処分額は 140 万円で、前年度に比べ 183 万円減少いたしました。不納欠損処分は関係法令により適正に処理されております。

企業債につきましては、12 億 810 万円を借り入れ、21 億 8,417 万円の元金償還及び 3 億 1,919 万円の利息を支払っておりました。当年度末の未償還残高は 254 億 5,274 万円となり、前年度に比べ 9 億 7,607 万円減少しております。

これらの決算内容に基づきまして、下水道経営の健全化に向けた 2 点の取組をお願いするところであります。

まずは、有収率の改善であります。当年度の有収水量は 561 万 6,000 立方メートルで、前年度より 5 万 6,000 立方メートル、前年同期と比較し、1.0%の増加、有収率では前年度より 2.9 ポイント上昇しました。有収率の改善は、不明水対策を兼ねたマンホール蓋の交換工事や、不明水が生じた集落の下水道管とマンホールの接合部の修繕が一因として考えられます。今後も下水道管の不明水流入箇所修繕と併せ施設管理を行い、有収率のさらなる改善に努めていただきたいと思います。

続きまして、下水道設備の集約等についてでございます。下水道施設は市民生活になくってはならない重要なライフラインの一つであります。将来的には人口の減少に伴う料金収入の減少など課題が見込まれる中、大和クリーンセンター及び農業集落排水の新潟県流域下水道へのつなぎ込みを進めまして、施設の広域化によって効率的な事業運営に努めていただきたいと思います。

下水道経営の健全化を図りまして、今後も経営状況、資産状況の正確な把握に努められ、良質な下水道サービスを提供されることを望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○副 議 長 大綱質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、第 65 号議案 令和 3 年度下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表いたしまして大綱質疑を行います。

令和 3 年度の下水道事業会計の決算の状況は、水洗化の人口は 4 万 9,763 人、その水洗化率は 92.5%です。年間処理水量が 631 万 4,000 立米、有収水量 561 万 6,000 立米、その有収率が 88.9%、不明水が 69 万 8,000 立米でありました。1 立方メートル当たりの処理単価は

206.17 円、使用料のほうは 180.46 円で、差損 25.71 円の決算であります。

使用料収入の 10 億 1,348 万円に対して、企業債元金償還分は 21 億 8,417 万円、利息が 3 億 1,918 万円であります。また、企業債残高は 9 億 7,607 万円減りまして、254 億 5,274 万円でありました。

そこで、次の 3 点について質問してみたいと思います。

1 点目でありますけれども、マンホール蓋更新を中心とした不明水対策の成果をどう総括しているのか。2 点目、経営改善のための取組の成果をどう総括しているのか。3 点目、旧農業集落排水施設転換の取組をどう総括しているのか。

以上 3 点をお伺いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの下水道に係ります大綱質疑にお答えします。

3 点ありますが、まず 1 点目のマンホール蓋を更新、これを中心とした不明水対策の総括は、ということであります。

不明水対策の成果を示す有収率ですが、前年度から 2.9 ポイント改善、88.9%になりました。降雪量の影響も多いというところですが、不明水対策の取組が効果的だったものと考えています。

不明水の原因となる雨水、また消雪水の侵入を改善するために旧式マンホール蓋の更新工事を市内全域で 178 か所実施できた。平成 29 年度からの 5 か年間で見ますと、合計で約 1,000 か所の更新工事が完了したということになります。

下水道本管で言いますと、不明水の多い大和地区の三用地区、湯谷それから芋赤、雷土、この 3 集落が不明水の多い地区でありまして、カメラ調査を 3.6 キロメートル実施したということです。不明水の流入箇所 45 か所を特定したということでもあります。令和 3 年度は流入量の多いこの 11 か所の緊急修繕を実施した結果、マンホール内の高水位警報が前年 1 月は 29 件あったのですが、これが令和 3 年度 1 月は 9 件と大幅に減少したということです。汚水排水の安定度も向上したと考えております。これからも不明水の削減に努めてまいりたいというふうに思っております。これらの工事を継続してまいります。

2 点目の経営改善のための取組の成果。市の行政改革アクションプランの中で、下水道事業の経営改善として 3 つの柱を掲げて取り組ませていただいております。この中で 1 点目は今ほど申し上げました不明水の対策、2 点目はお話の中にもあります農業集落排水を県の流域下水道へ接続する、そういう意味の広域化。3 点目が下水道への接続の推進。これを 3 点、柱として掲げています。3 番目の下水道の接続については、家屋の新築、また浄化槽からの切り替え、くみ取便所の改善などが 200 件ほどあった結果、接続戸数が増加して、収益増につながったと考えております。未納者の方々への折衝も積極的に行っております。不納欠損額も昨年度比では 57%の減となっております。今後も下水道未接続者、つないでいないの方々に対しまして、引き続き啓発活動を行っていき、収益の確保につなげていきたいと考えております。

3点目、最後になりますが、旧農業集落排水施設転換の取組をどう総括しているか。この問題であります。農業集落排水を県の流域下水道へ統合する事業、これが11の処理場がございますが、栃窪の処理場を除き、10か所の処理場を廃止するという方針です。令和3年度は中之島地区の大木六・舞子・大里、この3つの処理区を県の流域下水道へ接続する工事が完了しました。この接続により今後、年間約1,600万円の維持管理費の削減が見込まれるものとなっております。令和4年度は城内地区の2つの処理区を接続。そして県流域下水道への統合事業はこれをもって全て完了するという運びになっておりますので、よろしくお願ひします。そんなふうに進めてきたという総括をしております。

以上です。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 ただいま議題となっております第65号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○副 議 長 日程第12、第66号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第66号議案につきましてご説明申し上げます。このたびの改正は国の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置によりまして、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

まず、改正の概要を申し上げます。非常勤職員の育児休業についての改正でありまして、まず育児休業の取得回数制限の緩和。これは子の出生後8週間以内の育児休業取得を現行では1回なのですが、これを2回まで取得可能とするもの。

次に取得要件の緩和。これは申請時点での条件があるのですが、任期が満了する予定の非常勤職員が満了後も引き続き任用されるか、退職となるかどうか、申請時点で明らかでないことの申請時点での条件を、現行は一律に「子の1歳6か月到達日までに」としていたものを、「子の出生後8週間以内に取得する場合は、同期間の末日から6月を経過する日までに」と加えまして、取得要件を緩和するものです。

分かりづらいので、具体例を申し上げます。年度末で所属部署が廃止される予定であるような場合、次年度の任用がないことが明らかであるわけですが、この非常勤職員の妻が例えば5月1日に出産しまして、夫である非常勤職員が、子の出生後8週間以内の育児休業を希望した場合、これまでは、1年6か月後の任用がないことが明らか——部署がなくなりますので、任用がないことが明らかなため取得ができませんでした。改正後は出生後57日——8週間ですが——と6月、約8か月後の12月時点では任用期間中であることから取得が可能となるものであります。

次に子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化としまして、期間途中での夫婦交替による取

得を可能とするもので、特別の事情がある場合は期間中の再取得を可能とするもの。

それでは5ページ、新旧対照表をお願いいたします。第2条第4号の改正は必要な文言の修正でございます。第2条第4号アの改正。夫である非常勤職員が子の出生後8週間以内の育児休業の取得に関して、取得時の任期の確認期間を子の出生の日から1歳6か月到達日までであったものを、57日の末日から6月を経過する日までに緩和するもの。先ほどの具体例の改正であります。

6ページにかけまして、第2条第4号イの改正。非常勤職員について、第2条の3の改正に合わせた規定の整理としまして、現行のイ及びウを、イ（ア）及び（イ）にまとめたものでございます。

7ページにかけまして、第2条の3の改正。子の1歳から1歳6か月までの育児休業の期間の初日を、夫婦交代による育児休業が取得できるよう、必ずしも子の1歳到達日の翌日に限定しないようにするため、その部分の規定をアとしまして、現行の第3号から分けて条文に加え、以下、現行のアをイ、イをウとして繰り下げ、エとしまして、子の1歳到達後の期間において、育児休業をしたことがない場合の規定を追加するものでございます。

8ページ、第2条の4の改正。こちらも第2条の3の改正と同様に、子の1歳6か月から2歳までの育児休業の初日を、夫婦交替による育児休業が取得できるよう、必ずしも子の1歳6か月到達日の翌日に限定しないようにするため、その部分の規定を現行の第1項から分けて第1号としまして条文に加え、以下現行の第1号を第2号、第2号を第3号として繰り下げ、第4号としまして、子の1歳6か月到達後の期間において育児休業をしたことがない場合の規定を追加するものでございます。

第2条の5の削除。法第2条第1項ただし書きに新たに号が追加され、規定の順序が入れ替わったことによりまして、第2条の5を削除し、第3条の2として追加するものでございます。

8ページ、9ページをお願いします。第3条第5号の削除。法の改正によりまして、育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書の仕組みを削除するものでございます。

9ページ。第3条第7号の改正。任期を定めて採用された職員には、非常勤職員以外にも任期付職員法による職員がいることから、法の改正内容を踏まえ、非常勤職員と同様な取扱いを規定するものでございます。

第3条の2の追加。先ほどご説明しましたとおり、規定の順序が入れ替わったことによる修正でございます。

第10条第6号の改正。法改正によりまして、育児休業が2回取得可能となり、育児休業等計画書の仕組みが削除されることに伴いまして、短期間育休の仕組みが残るため、育児短時間勤務計画書として名称変更を行うものでございます。

3ページに戻っていただきます。改正条例の附則です。第1項は施行期日で、法の施行に合わせ、令和4年10月1日としたいものでございます。

第2項は、この条例の施行の前日に、育児休業等計画書を提出した職員には、経過措置が適用されるものでございます。

以上で第66号議案の説明を終わります。

○副議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副議長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○副議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副議長 お諮りいたします。第66号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

○副議長 日程第13、第67号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第67号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、概要についてであります。今回の改正は市たばこ税に関して、平成30年度の地方税法の一部改正のうち、令和4年10月1日から施行される分について改正するものとなります。

平成30年度の税制改正で、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の変更がありました。この変更は激変緩和措置として、5年間で段階的に移行することとされましたため、これまで4回、この時期に条例改正をお諮りしてきており、今回の条例改正で完全移行となるものです。

それでは新旧対照表のほうでご説明申し上げます。3ページをご覧ください。第82条の2は、続く第83条第3項第1号が削除されるために、この本文中の略称規定から削除するというものです。

下のほうの第83条は、たばこ税の課税標準を定めており、ここで略とされている第1項と第2項では、課税標準は売り渡し等に係る製造たばこの本数によると定めているものがあります。そして、第3項は加熱式たばこの本数は紙巻きたばこへ換算して本数を算出するものとして、その換算方法を定めておりまして、ここの換算の割合——現行のほうで0.2とか0.8

といった数字が見えるかと思いますが、この割合を5年間の激変緩和措置として、年々変化させてきました。今回の改正によって、令和4年10月1日以降には、平成30年度の法改正後の方法に完全移行となります。これによりまして、第3項本文の不要となる文言を削ること。それとめくっていただきまして、4ページに移っていただき、第1号を削除し、これに伴って第2号、第3号を繰り上げるものです。

ちなみに、ここで略されている第2号と第3号ですが、改正後の換算方法としまして、第2号では製品に含まれる葉たばこのグラム数による換算方法、第3号のほうでは、販売定価からの換算方法が規定されておりまして、改正以後はこの2つの合計により課税標準である本数を算出するというものになり、それまで改正前の方法である第1号の規定、重量1グラムをもって1本に換算する方法から完全移行するという形になります。

次の第4項は、第3項第1号を削除することによる関係文言の削除。続く第5項、第7項、第8項は、第3項第1号の削除による号のずれの修正になります。

一番下の行から5ページにかけての第9項は、第3項第1号の削除により不要となります。端数処理の規定の削除。第10項はそれに伴う繰上げとなります。

1ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第1条は施行期日について令和4年10月1日からとするものです。

第2条は経過措置の規定で、この条例の施行前に課した市たばこ税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副 議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第67号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第14、第68号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○**経営管理部長** 第 68 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例に定められております、経営の基本である診療科目について、市民ニーズと他の医療機関での診療科目の状況、並びに新たな医師の採用などに鑑み、1科の科目名をその学会において順次用いることになっている科目に改め、並びに矯正歯科及び形成外科の2科を廃し、心臓血管外科及びペインクリニック内科の2科を追加したいものであります。併せて市民病院の病床数について、医療法第7条第2項に基づく病床の種別を明記したいものであります。

改正内容につきまして、3ページの新旧対照表で説明させていただきます。第2条第2項における診療科目について、第3号の神経内科を脳神経内科に改め、第18号の矯正歯科を削り、第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に第10号として心臓血管外科を加え、第22号の形成外科をペインクリニック内科に改め、同条第4項の市民病院の病床数について、140床を一般病床140床に改めたいものであります。

1ページに戻っていただき、改正文の内容は、ただいま申し上げた内容であります。附則といたしまして、本条例の施行日は公布の日としたいものであります。

以上で第68号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**副議長** 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○**佐藤 剛君** では、若干、私にしては説明が不足していたようなので、し直しますけれども。まず、矯正歯科と形成外科、これを廃するということですが、これを見れば廃することは分かるのですが、その理由です。例えば需要がないとか、医師がいないとか、そういうのがあると思うのですけれども、その部分のところをちょっと付け加えて説明をしていただきたいと思います。

そして、改正案のほうですけれども、名称変更のところは、科名の変更というのは、それは分かりました。あとは、ペインクリニック内科というところでちょっとお聞きしたいのですけれども、なかなか私どもには耳慣れない内科でちょっと調べてみますと、痛み緩和とかいろいろ幅広いところで、多分、需要もあるのかなというふうな思いがあります。この診療科の診療の仕方といいますか、動き方といいますか、そこら辺、例えば外来診療で痛みを訴える方々の外来患者を診るというのも一つあると思うのですけれども、例えば入院されているがん患者の緩和ケアのためとか、多分、いろいろのところにペインクリニックのお医者さんが活躍できるというような可能性を文面からすると考えられるのです。その辺どういふようなことを考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○**副議長** 病院事業管理者。

○**病院事業管理者** 矯正歯科は今やっていないのです。それで先生も手当てできないというので、この際削除しよう。それから、形成外科もやっていないだけではなくて、整形

外科に形成外科をやっていると思って患者さんが来まして、それで結局長岡の立川とか日赤のほうに紹介状を書くのも大変だということで、この際、明らかにしようという形でこの2つは削除するわけでありませう。

心臓血管外科については、開胸手術をする予定ではないのですけれども、令和2年の途中から心臓血管外科の専門医も来ておまして、今回の循環器の心臓カテーテルの整備に合わせて、標榜していたほうがよかろうと、安心感があるだろうという形で心臓血管外科を入れます。

ペインクリニック内科は、これは今度来る六日町高校出身の先生、麻酔の権威でありますけれども、その方とよく相談しながらやっていきたいと思っています。さばきとしては、まず外来で様々な痛み、いろいろな種類、整形外科の痛みなのか、内科系の痛みなのか、いろいろ分からない痛みというものがありますから、それを外来でまずさばいてもらいたいということを期待しておりますが、このペインクリニック内科はそれぞれまた深い分野もありますので、現在のところ新潟大学のほうに週1回研修もやりながら少し腕を磨こうという形になっています。

次に、ご指摘のようにがんの末期の患者さんもいらっしゃいます。そういったところでの緩和ケアにも期待しております。またちょっと欲張りなのですが、術後の疼痛というのも結構あるものですから、この辺、現在麻酔科医、あるいは外科医、あるいは病棟の看護師とも協力しながら、どういうふうに持っていらっしゃる力を活用していったらいいのかということ、優先度に応じて院内で話し合っていくながら、少なくとも痛みのためにこの地域の人が非常に困っているということにならないような形で、順次開発していきたいと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質疑を終わることに……。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 細かいことすみません。140 床から一般病床 140 床に、一般病床を加えるのは、どういったあれがあるのでしょうか。

○副 議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 これは今までの条例のミスだと思いますけれども、大和病院のほうは一般病床という言葉、一般病床 45 床と使っているのですけれども、その下に書いてある市民病院のほうについては、裸で病床数は 140 床とするというふうに書いてしまっていたので、病床の種別をきちんと明らかにしたほうが市民に分かりやすいのではないかとということで、この際字句の修正をしたということでございます。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第 68 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第 15、第 69 号議案 南魚沼都市計画観光地区建築条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 69 号議案 南魚沼都市計画観光地区建築条例の一部改正について提案理由をご説明いたします。

本建築条例は、建築基準法第 49 条の規定に基づき、石打及び関地区において、観光産業の保護育成を図るため、建築物の制限または制限の緩和について規定したものです。この制限または緩和については、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号で規定する用途地域に準拠しておりますが、建築基準法の改正が行われ、新たに田園住居地域が第 48 条第 8 項に追加、創設されました。これにより、本建築条例の条文に項ずれが生じたことから、今回改正を行いたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。右側現行欄の上から 4 行目、第 3 条第 2 項と、下から 2 行目、3 行目にまたがります第 4 条の条文中の下線部、ともに第 8 項を左側改正案のとおり第 9 項に訂正するものです。

なお、附則として施行は交付の日からとしたいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○副 議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第 69 号議案 南魚沼都市計画観光地区建築条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第 16、第 70 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 それでは、第 70 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団員の定員につきましては、令和 2 年度に 2,230 人から 2,170 人に改正しましたが、人口減少が進んでいることにもあり、令和 4 年度においても退団数が入団数を超え、7 月末現在で団員数は 2,020 人となり、定員と 150 人の差が生じております。

消防団員の確保が難しい中で、新入団員の大幅な増加は見込めない状況にあります。さらに、新潟県市町村総合事務組合の退職報償負担金、公務災害負担金は、定員 1 人当たり 2 万 1,100 円で、全額公費負担をしております。このため、定員と実員の差が大きいと比例して不要な負担も大きくなってまいります。これらのことから、現在の実員に合った内容で条例を改正したいものです。

議案 3 ページの新旧対照表をお願いします。第 2 条の定員に関する事項中、2,170 人を 140 人減じて、2,030 人とするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則の施行期日は、来年度の負担金の計算の基準日となる、令和 4 年 10 月 1 日とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副 議 長 質疑を行います。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 この人数が減になることで自主防災組織の組織率が、かつて 90%以上あったと思うのですけれども、その辺り、人数と組織率の関係というものが崩れるのかどうか。例えば、人数減にすると自主防災組織の組織率が下がるのかとか、その辺りが分かったら教えてください。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 基本的に組織が消防団と自主防災組織は全く違いますので、影響はないと思います。

○副 議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ実人数に合わせていくというのはしようがないという思いがあるのですけれども、私の記憶違いでなかったら、今年から給料を直に入れていたわけですね。来年からでしたか、今年からですか……（何事か叫ぶ者あり）来年から直で団員に対して、

本当は村に入れていたのをやることも踏まえての、まず人数のそれなのか。要は幽霊部員を、出ない人に対しても例えば報償を払っていたということにもなるわけです。そのこともちゃんと考えてこれは人数を入れているのか、についてちょっと答弁いただきたいです。意味、分かりますか。要は幽霊部員の不公平感をなくす……。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 団員報酬の振込でございますけれども、来年度から始まるということで、現在作業を進めているという状況でございます。

それで、この手続を進める中で、口座を提出してくださいということになっておりますが、その時点で、だったら辞めますという方が実際に増えてきているという状況もございます。

○副 議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それであれば、人数というのはまた来年度決めていくということであれば、またそれはそれでですけども、やはり早めに人数を確定して、こういうふうな条例改正をやるのであれば、しっかりしてほしいというのと。

ちょっとまた逸脱しているとか言って怒られるかもしれない……。例えば出動したときとか、訓練したときとかの飲み会というか、慰労をどうするかというのもあるわけです。それを団で確保していたお金で分配し、飲み会とかを開いていたり。今度はそれがなくなると、みんな飲み会出たらお金を幾ら、その都度持ってきてというふうなものも……

○副 議 長 牧野議員、ちょっと方向が違いますので関係ないと思います。

○牧野 晶君 ちょっと違っていましたので……分かりました。ではやめておきます。

○副 議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 定数、定員といいますか、新入団員の確保はなかなか難しいということで、令和2年度に減らして、今年度ということでまた減らしていこうという、これは致し方ないことだと思うのですが、それによって、上納金といいますか負担金も払わなければならない、これも致し方ないと思うのです。

ただ、私が心配なのは、今は昔と違って就業状態も変わってきていまして、なかなか消防団になれる方は、多分、今後も少ないと思うのです。困ったときに消防団を頼りにして虫のいい話ですけども、このままいきますと、本当にどんどん実態に合わせて減らしていかないとならない状態になるのです。これを補完するといいますか、例えば先輩の消防団のいろいろな活躍の場をつくるとかいろいろ話もあったのですが、そういうのも併せて考えていかないと、定数減だけだとなかなか私たち市民の立場からすると、ちょっと虫のいい話ですけども、難しいなという話があるので、その辺の考えがありましたら、ちょっとお願いします。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 消防団員の確保につきましては、やはり今までは声かけを中心にやってきたわけですけども、それだけではなかなか確保に至らないという考えから、現在、2点にわたって具体的に進めていく考えであります。

1点目は処遇の改善。先ほどもお話ししましたが、団員報酬につきましては、基本的に個人の口座に振り込むと。併せて引上げも現在検討しております。

2点目としましては、負担の軽減。これまでは、訓練といいますと、ポンプ操法が中心であったわけですが、大会に向けて非常に長期間にわたり、早朝であるとか、夜間であるとか、訓練を積んでいたわけですが、その中で非常に家族に対する負担が大きい。併せて、公務災害はポンプ操法中のものが一番多いということで、非常に危険な部分もあります。ですので、南魚沼市消防団としましては、来年度からポンプ操法につきましては、希望制とし、より現実的な訓練に振り替えていくという方向で考えております。

以上です。

○副 議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 定員2,170人に応じて1人2万1,100円ずつ払わなければいけない、そのシステム自体がちょっと何か私はおかしいと思うのです。それは議案と関係ないのですけれども。

いつくらいから2,170人を割っていたのですか。何年くらい前から2,170人を割っていて、毎年どれくらい減っていて、何でこのタイミングでこれを改正しようと思ったのだけお聞かせください。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 定員割れはこの条例改正をした時点から生じております。なかなかぴったりの数字というわけにはいきませんので、余裕を持って条例改正をさせていただいております。

減少ですけれども、令和3年の時点でマイナス67人。令和4年、現在までにマイナス83人ということで、合計150人ということになっております。

○副 議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません、私の聞き方が悪くて。例えば5年前くらいは何人くらいだったのですか。2,170人を割ったのがいつで、2,170人を割った時点から既に多めの退職金を払ったわけですよ、その手当を。それはいつくらいから払っていて、何で今のこのタイミングで140人——今2,020人だから2,030人に変えるのは分かるのです。2,020人だから10人多めに取っておこうと、2,030人に変えるのは分かるのだけれども、例えば2,170人を割ったのが5年前だったら、2年前に変えてもいいのにな、1年前に変えてもいいのになど。何で今このタイミングで、よし、変えよう、と思ったのかだけ。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 毎年毎年改正しているわけではございませんで、私どもはおおむね70人程度の差が生じたときに条例改正を考えようということでやっておりましたので、去年はそこまで達していなかったということでございます。

以上です。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 定員は実態が減ってきている。消防団員が減ってきているというところ
と、その団員を増やしていくことが難しいということは、話を聞きました。減ってきましたら分団の編成というようなところも、組織の再編というようなことも併せて考えているのか
どうかということと、今ほどポンプ操法を希望制にすると、負担を軽減するという話を聞
きましたけれども、実際には訓練をしていないと、先日も火災があつて出動しましたが、大
変危険です。ずっと私も見ていましたけれども。ですので、そこの兼ね合いは一緒に検討
されているのかどうかだけ伺います。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 再編の関係でございますけれども、これは平成 25 年、平成 26 年で現在の
体制に再編が済んでおります。具体的に言いますと、それまでの部を統合して、より現在大
きい部に、2つないし3つの前の部がその中に一緒になって1つの部になって、元の部が小
隊としてその現在の部の中に残っているという形になっております。

その小隊の元々の古い部の人数がどんどん減ってくるわけですけれども、そうしたときに
大きな部の中で、その小隊が合併して小隊がなくなって、1つの部になるという体制に今な
っております、それが少しずつ進んでいるという状況でございます。ですので、部全体の
人数はある程度確保できているということです。よろしいでしょうか。

それから、ポンプ操法の件でございますが、かつて私が採用になった頃は、ポンプ操法大
会、これは消防署の部もあつたのです。それが間もなくなりまして、消防署の訓練としまし
ては、救助大会に移行しました。それで現在、消防職員はほとんどポンプ操法は実施して
おりません。より実践的な訓練、現代に合った教育訓練を効率的に進めている。これを消防団
の皆さんにもやっていただきたいという考えであります。

以上です。

○副 議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 ちょっと聞きたいことが伝わらなかったかと思うのですけれども、再編
のところ。もう既にいろいろ聞いているのですけれども、人数が減ると、集落に1つず
つあつた消防団——小隊のほうなのでしょうけれども、それが維持できなくて、いくつかを
まとめるというような今後の話は聞いているのです。それも一緒に進めているのかという
ところを聞いたのですけれども。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 ですので、平成 25 年、平成 26 年に再編した内容で現在は対応していると。
その先のことはまだ現在検討されていません。それで今現在はできているというふうに考
えておりますけれども。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第 70 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第 17、第 71 号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 71 号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本条例では市内の医療機関に看護師として勤務し、60 か月に達したときは貸与された修学資金の返還債務が全額免除されることとなっており、第 2 条において、その対象となる医療機関等が定められております。

このたびの改正は、市内にある看護師が勤務可能な施設を広く対象施設とするため、条例の一部を改正するものであります。

勤務先の多様な選択肢があることで、希望する勤務先の範囲を広げ、市内の看護師養成機関への修学希望者と市内に勤務する看護職員の増加を目指します。

また、条例第 3 条で規定している申請資格につきまして、本人及び保証人予定者に市区町村税の滞納がないことを規定いたします。

それでは、3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 1 項中、医療機関につきまして、今回の改正により多くの対象施設が追加されたことに伴い、医療機関等とすることとして、語句を修正いたします。

次に同項第 2 号中、アからエに規定されている勤務対象となる医療機関等について、以下のとおり対象施設を追加いたします。

まず、エにつきまして、介護保険法第 8 条各項に規定する施設及び事業所に、第 8 条の 2 各項を加えます。これにより、市内の介護保険関連施設が網羅されることとなります。

エの次に新たに以下を追加します。

オとしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条に規定する障害福祉サービスを行う事業所。これによりまして障がい者支援施設等が追加されることとなります。

次、カとしまして、老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームを追加いたします。これにより、魚沼荘などの施設が追加されることとなります。

キとしまして、学校教育法に規定する小学校、中学校及び特別支援学校を追加します。これは学校看護師として勤務することが想定されるものであります。

クとしまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園を追加します。これによりまして、公立及び私立の認定こども園が追加されることとなります。

ケとしまして、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を追加いたします。これにより、公立——これは公設民営を含みますが、保育園が追加されることとなります。

コとしまして、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設を追加いたします。

サとしまして、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所を追加いたします。

次にシといたしまして、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設を追加いたします。これによりまして、市民病院ですとか、魚沼基幹病院、五日町病院などの施設職員などを対象とした保育施設が追加されることとなります。

続きましてスとしまして、児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設を追加いたします。

次に条例第3条で規定している申請資格について。ページをめくっていただきまして、第3条の申請資格につきまして、第3号として、本人及び第8条に規定する保証人予定者に市区町村税の滞納がないことを追加いたします。これは貸与決定を受けた在学生在が退学もしくは休学をしたりするケースが発生してきておりまして、今後貸与を受けた学生が修学資金を返還しなければならない事態も想定されております。これまでは本条例の施行規則において規定しておりました納税証明書の提出につきまして、これを条例において明文化したものです。

続きまして、第10条第1項及び第2項、第11条第2号及び第4号、第13条第1号についても第2条と同様に、医療機関を医療機関等に文言を修正するものです。

2ページに戻ってください。附則の第1項では、公布の日から施行することということになります。第2項では経過措置につきまして、追加された対象施設は、現在貸与されている学生についてもその対象となることとし、第3条の一部改正により追加となった、税の滞納がないことの規定を本条例の改正後の申請受付から適用されるものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○副 議 長 質疑を行います。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 対象範囲を広げるということで、非常にいいことだと思うのですが、市のほうで具体的に広げた医療機関等でどれくらいのニーズがあるのか、その辺を把握していたら教えてもらいたいと思います。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 実際のところ、調査とかはしているわけではありませんけれども、ある程度のニーズはあると考えております。ただ、今回追加した項目の中でも、実際は職員が不足したりしていて、実際には営業していない部分もありますが、これからその可能性があるということで、この範囲を広げさせていただいております。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 中沢議員の質問にちょっと関連するのですが、看護学校を卒業してすぐにこういった小さい事業所で働くケースというのが、僕はあまり想像できなくて。普通は大きな病院でちょっと訓練を積んでから、こういう小さなところに行くのかなというような勝手なイメージですけれども。なので、対象範囲を広げてどこまでそのニーズがあるのかというのを、もう一度ちょっと関連づけてお聞かせいただいて。

2つ目ですけれども、税の滞納者の部分ですが、本人及び第8条に規定する保証人予定者、この第8条の保証人予定者の部分がちょっと書かれていないのですが、これは本人の親とかそういったことなのでしょうか。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第1点目のご質問ですが、あくまでも可能性ということで、議員がご指摘にありますとおり、すぐに学校卒業してからこういうふうな道に進む方がいるかどうかということにつきましては、なかなかお答えしづらいところでありまして、病院とかそういう機関でもそうですし、いろいろな方向性、例えば訪問看護を選んだりとか、そういう学生もおりますので、あくまでも可能性として広げたということでありまして。

保証人につきましては、規定してありますとおり保護者も含んでおります。

以上です。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 そうすると、今これが改正されて、今現時点でこの奨学金を受け取っている方もいらっしゃると思うのですが、この方たちが卒業して市内の医療機関に入るときに、親に滞納があった場合は全額返還しなければいけないのでしょうか。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですけれども、これは貸与をするときに提出——貸与をする前段で滞納があるかどうかということで、あくまでも審査をさせていただくということです。

以上です……(何事か叫ぶ者あり) 資金をお貸しする、申請を受け付けたときのことで。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません、私の理解が間違った。だから、申請するときですね。看護学校に入る前の話。入る前のときに納税証明書を見てもらって、それでオーケーだったら、卒業時のときは関係ないということですね、では。卒業時のときに滞納があったら返還してくださいというふうにはならないと、そういうことでいいですか。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 学校に修学している間につきましては、毎年成績証明ですとか、そういう必要関係書類を提出していただいておりますので、そこは網羅できていると考えております。

○副 議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 範囲が広がると可能性がかなり広がると思うのですが、卒業してすぐにいろいろなところにといいことではないかもしれませんが、看護師不足も深刻ですが、医療的ケア児に対応する看護師も不足しているというところも深刻なところなんです。そういったところにも広がるように、可能性が広がる、充足できるようになってくるというようなことも考えた上での今回の条例改正であるのかどうなのか、1点伺います。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 こちらに追加した中に、医療的ケア児の対象施設も含まれております。

○副 議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ、私は非常にこれはいいなと思います。やはり市内で看護師不足というのをケアしていくのは大事だと思いますし。ただちょっと確認していきたいというのが、学校としては北里大学保健衛生専門学院が対象になるわけですね。北里だけだったら、確か毎月5万円だったと思うのですが、それはそれでいいと思うのです。北里もはやるし、市内のこういうこともケアできるし、私はいいと思うのですが、やはりそれだけでは、要は看護師不足を解消できないのもあるわけです。中には市民の中でも、例えば1回は外に出して、外で勉強させてこちらに戻って来させたいというのもあると思うのです。

例えば、一律5万円、北里に行ったら例えば5万円だけれども、ほかの学校だったら2万円にするとか、そういうふうな制度というのは考えられなかったのかなという思いがあります。というのが、過去に私は、この制度に対してちょっとほかの学校にしても考えるべきではないかというふうな話をしたことが、部長にはあると思うのですが、そういう視点というのはなかったのかというのを思います。

北里を応援するのも大切だし、看護師不足もあれするのも大変大事だし、両方すると同時に、やはりほかの医療機関、ほかの自治体、ほかの看護学校に出ているも戻ってきたいという人もいますので、そのところをなおさら確保するのも私は重要だと思うので、まず、そのところを一つ質問したいです。

あとそれと、今からいるかどうかは分からないのですが、例えば今北里に入っている人で、やはりこれがあるのだったら使ってみようかなという人は対象としていないのかという視点はどうかかなと、私はちょっと思いがあったのと、あとそれと人生何が起こるか分からないわけです。例えばこの貸与条例を使っていたとするではないですか。それでも世の中では例えば学生中に結婚というか、妊娠をしてという人もいるかもしれないし、そういうときに、例えば妊娠したら免除とか、妊娠して何年後かにここの自治体に入ったら免除するとか、そういう視点というのも私は大事ではないのかなという視点もあるのです。私の知り合いでもやはりそれっぽいのがいたので、ちょっとそういう点を、以上3点になりますけ

れども、お願いいたします。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、第1点ですが、ほかの施設ですね、市外のほかの施設で考えられないかということですが、いろいろこの条例を制定するときにも議論にはなったのですけれども、現在市民病院のほうでも、医療人材の確保修学資金というところで貸与をしております。また、県でも県内に就職する看護師に対する修学資金の手当てをしておりますので、現在のところは今できる範囲の市内の養成施設ということで考えております。

あと休学等ということですが——すみません、その前に、年度の途中からですか。学年の途中からということですが、これは対象になるということになっておりますし、休学等につきましては、復帰することが前提であれば、その期間は救済の措置はあります。ただ、退学ということになりますと、そこにつきましては残念ながら救済はできないということになります。

○副 議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2番目、3番目は分かりました。やはり、途中からでも使ってくださいというふうにどんどん宣伝して、またやっていくことによって、うちの市もいいし、北里大学保健衛生専門学院もよくなっていくので、頑張ってくださいと思います。

1番目に関しては、例えば5万円ではなくてもいいので、2万円でも、地域とひもづけるためにやるのは私は大事ではないかと——大事という言い方もあれですけども、国とか県とかの制度があるかもしれないけれども、さらに囲い込みという視点ではいいのではないのかという思いがあります。またぜひ常にその拡充を、5万円ではなくてもいいので、2万円、3万円で、それでも変な話、4年行けば100万円くらいになるわけです。そのくらいというのは、やはり受けるほうとしてはでかいとも思うのです。でも……

○副 議 長 要望と意見になっているような気がします。

○牧野 晶君 というのを思うので、その視点をしっかりと持って、また看護師不足に対応していただければなと思いますが、最後にもう一回、1番だけ。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご意見として承ります。ありがとうございます。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。第71号議案 南魚沼市看護師修学資金貸与条例の一部

改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長 日程第 18、第 72 号議案 南魚沼市上田雪国スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 72 号議案 南魚沼市上田雪国スポーツセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本年 6 月の定例会でご審議をいただいた、南魚沼市上田雪国スポーツセンター条例が 11 月 1 日から施行されます。これに併せ、施設管理を行う指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、南魚沼市上田雪国スポーツセンターです。2、指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社ベースボール・マガジン社。3、指定の期間は、ほかの市の体育施設の指定管理期間の終了と整合を図りたいことから、令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年 5 か月とするものでございます。これは 6 月にお願ひした大崎研修道場、こちらの指定管理期間を 1 年 9 か月とさせていただきますが、同様の措置でございます。

今回の指定管理者の選定につきましては、公募を行い、結果は株式会社ベースボール・マガジン社のみ応募となりました。株式会社ベースボール・マガジン社は、これまでも公共施設の管理運営を中心に市民のスポーツ活動や健康づくりなど、生涯スポーツの振興に寄与する事業を行い、健康で豊かな活力ある地域社会の創造と福祉の向上に積極的に取り組んでおります。施設の良好な管理運営が期待できるものとして、指定管理者選定審議会の審査において候補者に選定したものでございます。

3 ページをご覧ください。3 ページは事業計画書でございます。

4 ページをおめぐりください。1 の指定管理の基本方針では、大原運動公園など既存の体育施設と合わせ、無駄を省いた管理運営を行うこととしています。また、冬期間の教室、クラブ活動、これらの活性化によりまして、利用者の満足度の高い施設運営に取り組むとしております。2 は施設の概要です。3 の利用計画は開館時間及び休館日でございます。4 は利用料金です。

5 ページをご覧ください。5 の収支計画書では、令和 4 年度は 5 か月間で収入、支出とも 435 万円を見込んでおり、利用料金収入は、冬期間の室内練習などを見込み 50 万円、指定管理料は 5 か月分で 380 万円としております。

下段の令和 5 年度は 1 年間の収支計画で、収入、支出とも 890 万円を見込んでおります。

6 ページをお開きください。6 は団体の概要、下は役員名簿となっております。

以上で第 72 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副 議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 指定管理の目的が経費の削減になるかと思うのですけれども、市が直営でやるよりも指定管理に任せたほうが経費が削減されるという大前提があると思うのです。例えば大崎の研修道場は、令和3年度の決算では直営でやった場合、施設管理委託料が1年間で65万円あったわけですが、この上田雪国スポーツセンターに関しては、指定管理料が半年で380万円。令和5年度以降は1年間700万円という高額な指定管理料が予測されているのですけれども、この高額な指定管理料——ほかの体育館ですと、市が直接やると66万円で済むものを、経費の削減を目的にした指定管理を使って年間700万円という高額な指定管理料になる理由をお知らせください。それが1点目。

2点目が、人件費が物すごく高いのです。半年で250万円、1年間550万円ですか。よく見ると、1人常駐するわけでもなく、そのスタッフは大原運動公園かトレーニングセンター、そちらのほうに常駐して遠隔で管理をするのに、これほどの高額な人件費がかかる理由をお知らせください。その2点になります。

○副 議 長 教育部長。

○教育部長 大崎研修道場との経費比較で700万円が高いというようなご質問でございますが、施設が違いますので一概に比較はできないかと思っておりますので、ここにつきましては、ちょっと答えに困っております。

2番目の人件費が高いというところでございますけれども、ここで5ページの支出の部です。その人件費の備考欄に書いてある兼務というものでございますが、実際、上田のこれから造るスポーツセンターにつきましては、事務室がないのです。なので、兼務と書かれております。実際に事務をするのは、確かに大原運動公園になるのですけれども、利用につきましては、日常管理も含めまして、記載もございまして、受付ですとか料金收受、あるいは設備の保守管理、あと清掃活動、そういったことで利用者のニーズに合わせて駐在をしていただけるものと考えております。

また無人になる期間ももちろんあると思います。そのときは、先方からは入り口と体育館のところに監視カメラをつけたり、それで遠隔でも安全が確認できるようにしたいというようなお話も聞いておりますので、そういったことでお任せをしたいと思っております。

人件費が高いということでございますけれども、例えば今、スポーツ施設で指定管理に出しているのは、大きく分けて南魚沼市文化スポーツ振興公社とベースボール・マガジン社、2つありますけれども、人数割で計算しますと、大体公社さんが——これは正職員ばかりではなくて、スタッフも入れてです——380何万円だと思っております。ベースボール・マガジン社さんが390万円くらいだと思っておりますので、それほど大きくは違ってないというふうに考えております。

○副 議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 研修道場は1つの施設だけなので、ちょっと比較対象は難しいということ

ですが、それでは決算の成果の概要の 90 ページを見ると、体育施設、もう何個くらいあるのか分からないですけれども、かなり多くの体育施設の南魚沼市文化スポーツ振興公社の指定管理委託料が全部で年間 821 万円です。たくさんの体育施設の合計の指定管理料が 821 万円で、この上田に関しては 1 つだけで年間 700 万円を想定されているということなので、もし研修道場だけが比較対象が難しいということでしたら、この全体的なものを見て、南魚沼市文化スポーツ振興公社の管理している体育施設を全て合わせて 821 万円。こちらは 1 個で 700 万円。その比較対象がもしできたらお知らせください。

2 点目ですが、先ほど公社、ベーマガ、人件費が 380 万円から 390 万円とおっしゃいましたけれども、この額の算出根拠をお知らせください。その 1 つの体育施設につき、1 人 380 万円から 390 万円かかるということなのか、たくさんの体育施設の管理運営を任せている人件費がこういう額なのかということ。そういう比較対象でないと、これは上田の 1 つの施設だけで年間 550 万円の人件費を上げているわけですから、この 550 万円の人件費と比較対象でき得る人件費の算出根拠をお願いいたします。

○副 議 長 教育部長。

○教育部長 1 点目の決算資料をご覧になってのお話でございますが、90 ページの下段の表をご覧になってのお話だと思います。その中にその他体育施設という項目があって、その 3 段目に指定管理者委託料、こちらが 821 万 5,000 円と書いてある、これをお話にされているかと思います。

これにつきましては、その上段に公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社が指定管理者だということが書かれているかと思います。文化スポーツ振興公社の指定管理料につきましては、ご承知のとおり、指定管理委託料とその 4 段下、市人件費補助金に分かれておりますので、それをもって、それを含めて指定管理料になりますので、この 821 万円だけで指定管理というわけではございません。ただ、このその他体育施設という中には 12 施設が含まれておりまして、その一つ一つに人件費を計上するということは、あまり意味がないもので、全てをディスポート南魚沼のところにまとめて計上している、そういう表になっております。なので、分かりづらいのですけれども、そのゼロとなっている部分にその施設を清掃したりだとか、鍵の受け渡しをしたりだとか、そういった管理料が含まれているということでご理解いただきたいと思います。

一方で、その他体育施設の、先ほどおっしゃっていた 821 万円の下の下に、利用料金として 525 万 4,000 円という記載があるかと思います。これは 12 施設で割り算をすると、平均は恐らく 44 万円くらいになるかと思います。なので、1 施設当たり 44 万円。今回の施設につきましては、非常に意欲的な計算をされていて、5 か月間で幾ら、そして 1 年間では 150 万円くらいというような意欲的な数字を載せていただいていますので、稼ぎ出しながらその施設を管理するという気持ちでいらっしゃるものというふうに考えております。

次が、人件費の平均の話ですが、公社のほうは、こちらで計算しているのは、常勤職とスタッフを含めて 12 人。これで平均が 388 万円。ベースボール・マガジン社につきましては、

スタッフを含めて9人。これで割り算をすると、395万円ということがございます。大きくは違ってないというふうに考えております。

○副 議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1つの体育施設を管理するのに人件費が年間550万円ということですが、統括責任者1人、センター長1人及びスタッフ2名、ともに兼務というのは、ちょっとこの4人の具体的な役割。1年間を通して1つの体育館を管理するのにこの4人はどんなことをされるのかだけ教えてください。

○副 議 長 教育部長。

○教育部長 数を数えると4人になるかと思いますが、統括責任者というのは、この指定管理施設を運営する中に1人しかおりませんので、兼務というような形になります。センター長は通常であれば大原運動公園にいる施設長がこれを兼ねるといったような形になりますので、実際に清掃や、あとは日常保守、あとは受付收受、料金收受などを行うのはスタッフ2名が兼務をして行うといったような形になるかと思っております。

その中で、例えば利用者が大会を開くとか、いつもご利用になっていただいている方が毎週来られるというようなときには、例えば鍵の受渡しで済むかもしれませんが、初めて来られる、あるいは何かイベントがある、そういったときには3人体制や2人体制で常駐する、駐在するといったようなことがあるかもしれません。それはこれからやってみなければ分からないという部分も多少ございます。その中で何とかやりくりをしながら進めていこうという考えでございます。

○副 議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第72号議案 南魚沼市上田雪国スポーツセンターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

もう質疑でありましたが、1年間の1つの体育館の管理委託料が年間700万円。人件費が550万円という納得できる理由が聞かれませんでした。ほかの体育施設だったら、市が直営だったら市が69万円のところを、指定管理にすれば、経費削減ができるという、市の条例に基づいてやっているにもかかわらず、これだけ高額な指定管理料になる説得力のある理由がございませんでしたので、直営でやったほうが経費削減につながり、その浮いた分を市の困っている人たちに回すことができるということなら、私はこの案に反対の立場で討論に参加させていただきます。

○副 議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、第 72 号議案　南魚沼市上田雪国スポーツセンターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論に参加します。

こちらの議案によって成立するだろうスポーツ施設。スポーツというものは観光誘致にも十分な効果を発揮すると思えますし、高齢者の健康増進に対しても十分な効果を発揮すると私は考えています。

一方で、経費の削減のための指定管理というような考え方が存在するようではありますが、基本的に経費の削減を求められるというものは、なかなかその事業が回らなかったり、赤字であったりというところには当然経費の削減は求められる部分ではありますけれども、今後南魚沼市にとって必要とされる施設が必要な稼働率のために運営されていくのであれば、その経費を最初の時点から削減する必要はなく、きちんと運営をした上で、その後精査をした上で削減するという結論を得るといえるのであれば、今の反対者の討論は成立するのですけれども、まだ運営もされていない時点で経費の削減というものを考え得るのは、なかなか難しい状況であるというふうに考えます。

一方で、反対者は恐らく南魚沼市でスポーツ施設を借りたことがないのかなというふうに感じているのですが、なかなか全ての施設に人を置くということにはできないという中で、管理を集中させて経費を削減しようという考えの下で、公社に対して費用を捻出して、そこに集中管理をさせていると。例えば五日町雪国スポーツ館がありますよね。あそこだって人が常駐しているわけではない。鍵の管理をしている人たちがいて、利用申請の受付とかを公社がやっている。そういったところの業務を削減しようとしている努力は当然認められるわけですから、そういうところとの比較というのは、なかなか今回のこの議案との中では成立しないのではないかとこのように感じています。この上田雪国スポーツセンターに関しては大きな期待をしていますので、賛成といたします。

以上です。

○副 議 長　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長　採決いたします。第 72 号議案　南魚沼市上田雪国スポーツセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 72 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長　日程第 19、第 73 号議案　市道の路線廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長　それでは、第 73 号議案　市道の路線廃止について、提案理由をご説明いたします。

今回の市道の路線廃止は、道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。廃止したい路線は城内山口の中手原区にある、その他市道八海山長者原線です。

3 ページの八海山長者原線の位置図をご覧ください。当該路線について、現在は県道終点部の八海山スキー場駐車場内を起点する路線でございますが、以前は広堀川に架かる丸山橋から現在の終点までの延長約 2.4 キロメートルの路線でありましたが、丸山橋から八海山駐車場までを一般県道城内焼野線に振り替えて、県道改良事業を実施することに伴い、現在の市道認定となったものでございます。夏場や冬期間等、年間を通じて市や地元区が管理している路線ではないため、今回廃止をしたいものです。

廃止となる路線の延長は、267.1 メートル、幅員は 4 メートルから 8 メートルとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○副 議 長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副 議 長　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副 議 長　お諮りいたします。第 73 号議案　市道の路線廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は原案のとおり可決されました。

○副 議 長　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○副 議 長　本日はこれで散会いたします。

○副 議 長　次の本会議は 9 月 5 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 2 時 52 分〕